

令和3年 渡嘉敷村議会会議録

第1回臨時会（1月22日）	1日間
第2回臨時会（2月22日）	1日間
第3回定例会（3月9日～11日）	3日間

渡嘉敷村議会

目 次

令和3年第1回臨時会（1月22日）

令和3年第1回渡嘉敷村議会臨時会会期日程	1		
出席議員	2		
議事日程第1号	3		
日程第1	会議録署名議員の指名について	4	
日程第2	会期の決定について	4	
日程第3	発議第1号	慶良間諸島周辺上空での嘉手納基地所属MC130J飛行訓練 に対する抗議決議について	4
日程第4	発議第2号	慶良間諸島周辺上空での嘉手納基地所属MC130J飛行訓練 に対する意見書について	5

令和3年第2回臨時会（2月22日）

令和3年第1回渡嘉敷村議会臨時会会期日程	9		
出席議員	10		
議事日程第1号	11		
日程第1	会議録署名議員の指名について	12	
日程第2	会期の決定について	12	
日程第3	同意第1号	渡嘉敷村農業委員会委員の任命について	12
日程第4	議案第1号	渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定について	13
日程第5	議案第2号	渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定について	13
日程第6	議案第3号	令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第8号）について	14

令和3年第3回定例会（3月9日）（1日目）

令和3年第3回渡嘉敷村議会定例会会期日程	19	
出席議員	20	
議事日程第1号	21	
日程第1	会議録署名議員の指名について	22
日程第2	会期の決定について	22
日程第3	議長諸般の報告	22
日程第4	村長行政報告	23
日程第5	施政方針	27
日程第6	一般質問について	37

日程第7	報告第1号	令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	82
日程第8	議案第4号	新たに生じた土地の確認について	83
日程第9	議案第5号	新たに生じた土地の確認について	84
日程第10	議案第6号	新たに生じた土地の確認について	84
日程第11	議案第7号	新たに生じた土地の確認について	85
日程第12	議案第8号	字の区域の変更について	86
日程第13	議案第9号	字の区域の変更について	86
日程第14	議案第10号	字の区域の変更について	87
日程第15	議案第11号	字の区域の変更について	88

令和3年第3回定例会（3月10日）（2日目）

出席議員			91
議事日程第2号			92
日程第1		会議録署名議員の指名について	93
日程第2	議案第12号	渡嘉敷村職員定数条例の一部を改正する条例について	93
日程第3	議案第13号	渡嘉敷村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例について	94
日程第4	議案第14号	渡嘉敷村立保育所の設置及び管理に関する条例について	94
日程第5	議案第15号	渡嘉敷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について	95
日程第6	議案第16号	令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第9号）について	96
日程第7	議案第17号	令和2年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第5号）について	97
日程第8	議案第18号	令和2年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	98
日程第9	議案第19号	令和2年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	98
日程第10	議案第20号	令和2年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について	99
日程第11	議案第21号	令和2年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	100
日程第12	議案第22号	令和3年度渡嘉敷村一般会計当初予算について	101
日程第13	議案第23号	令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算について	102

日程第14	議案第24号	令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算について	103
日程第15	議案第25号	令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算について	104
日程第16	議案第26号	令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計当初予算について	105
日程第17	議案第27号	令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計当初予算について	106
日程第18	議案第28号	渡嘉敷村過疎地域自立促進計画の変更について	107
日程第19	協議第1号	議員派遣について	108

令和 3 年

第 1 回 渡嘉敷村議会臨時会

第 1 日目

1 月 22 日

令和3年第1回渡嘉敷村議会（臨時会）会期日程

会期 1 日間
自 令和3年1月22日
至 令和3年1月22日

月 日	曜 日	区 分	日 程
1 月 22 日	金	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 発議第1号、発議第2号

令和3年第1回渡嘉敷村議会臨時会は
令和3年1月22日(金)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期1日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員7名

会議録署名議員 2番 国吉英治議員 3番 新垣一史議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	欠 席
教 育 長	新 崎 直 昌	民 生 課 長	欠 席
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	欠 席
会 計 課 長	欠 席		

終了：1月22日(金曜日)午前10時07分

令和3年第1回渡嘉敷村議会臨時会議事日程
令和3年1月22日（金） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3	発議第1号	慶良間諸島周辺上空での嘉手納基地所属MC130J飛行訓練に対する抗議決議について
第4	発議第2号	慶良間諸島周辺上空での嘉手納基地所属MC130J飛行訓練に対する意見書について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから令和3年第1回渡嘉敷村議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布をした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番国吉栄治議員、3番新垣一史議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1月22日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、会期は本日1月22日の1日間に決定をいたしました。

日程第3、発議第1号、渡嘉敷村慶良間諸島周辺上空での嘉手納基地所属MC130J飛行訓練に対する抗議決議についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 5番 當山清彦議員

発議第1号

渡嘉敷村議会議長 玉城保弘 殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 當山清彦

賛成者 渡嘉敷村議会議員 国吉栄治

慶良間諸島周辺上空での嘉手納基地所属MC130J飛行訓練に対する抗議決議について

上記の議案を別添のとおり、会議規則第14条第2項の規定により、議会の議決を得たいので提出します。

令和3年1月22日 提出

慶良間諸島周辺上空での嘉手納基地所属MC130J飛行訓練に対する抗議決議

令和2年12月30日から令和3年1月11日にかけて嘉手納基地所属MC130J特殊作戦機の米軍機は日常的に慶良間諸島周辺上空で低空飛行訓練を行っている。昨年は座間味島と阿嘉島の2島の内海を低い高度で飛んで行くのが、地域住民に確認されている。

本村では今年1月6日午後2時頃、島の玄関口である渡嘉敷港と城島間の船舶航路上上空80メートル付近を嘉手納基地所属MC130J特殊作戦機5機が超低空飛行した。この区域は村立幼稚園、小中学校から約500メートルしか離れておらず一歩間違えれば人命を脅かしかねない重大な事故が発生する可能性があり、安全管理に関する米軍当局の認識の低さ、村民の安心・安全を考慮すると低空飛行訓練は許しがたい行為で激しく憤りを覚える。

日本政府においては、度重なる米軍機による事故等が頻発している事態を真摯に受け止め、より一層の全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 渡嘉敷村、座間味村の慶良間諸島周辺上空では嘉手納基地所属MC130J特殊作戦機低空飛行訓練は行わないこと。
- 2 日米地位協定の抜本の見直しを行うこと。

以上、決議する。

令和3年1月22日

沖縄県渡嘉敷村議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖繩地域調整官 在沖米国領事
嘉手納基地第18航空団司令官

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第2号、慶良間諸島周辺上空での嘉手納基地所属MC130J飛行訓練に対する意見書についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 5番 當山清彦議員

発議第2号

渡嘉敷村議会議長 玉城保弘 殿

提出者 渡嘉敷村議会議員 當山清彦

賛成者 渡嘉敷村議会議員 国吉栄治

慶良間諸島周辺上空での嘉手納基地所属MC130J飛行訓練に対する抗議決議について

上記の議案を別添のとおり、会議規則第14条第2項の規定により、議会の議決を得たいので提出します。

令和3年1月22日 提出

慶良間諸島周辺上空での嘉手納基地所属MC130J飛行訓練に対する意見書

令和2年12月30日から令和3年1月11日にかけて嘉手納基地所属MC130J特殊作戦機の米軍機は日常的に慶良間諸島周辺上空で低空飛行訓練を行っている。昨年は座間味島と阿嘉島の2島の内海を低い高度で飛んで行くのが、地域住民に確認されている。

本村では今年の1月6日午後2時頃、島の玄関口である渡嘉敷港と城島間の船舶航路上の上空80メートル付近を嘉手納基地所属MC130J特殊作戦機5機が超低空飛行した。この区域は村立幼稚園、小中学校から約500メートルしか離れておらず一歩間違えれば人命を脅かしかねない重大な事故が発生する可能性があり、安全管理に関する米軍当局の認識の低さ、村民の安心・安全を考慮すると低空飛行訓練は許しがたい行為で激しく憤りを覚える。

日本政府においては、度重なる米軍機による事故等が頻発している事態を真摯に受け止め、より一層の全力を挙げて取り組むべきである。

よって、本村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 渡嘉敷村、座間味村の慶良間諸島周辺上空では嘉手納基地所属MC130J特殊作戦機低空飛行訓練は行わないこと。
- 2 日米地位協定の抜本的見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年1月22日

沖縄県渡嘉敷村議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長
沖縄県知事

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和3年第1回渡嘉敷村議会臨時会において議決された、事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって本臨時議会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和3年第1回渡嘉敷村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午前10時07分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号2番）

署名議員（議席番号3番）

令和3年

第2回渡嘉敷村議会臨時会

第1日目

2月22日

令和3年第2回渡嘉敷村議会（臨時会）会期日程

会期 1 日間
自 令和3年2月22日
至 令和3年2月22日

月 日	曜 日	区 分	日 程
2月22日	月	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 同意第1号 議案第1号、議案第2号、議案第3号

令和3年第2回渡嘉敷村議会臨時会は
令和3年2月22日(月)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期1日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員7名

会議録署名議員 3番 新垣一史議員 4番 宮平鉄哉議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	小 嶺 国 士
教 育 長	欠 席	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	宇 野 昭 子		

終了：2月22日(月曜日)午前10時07分

令和3年第2回渡嘉敷村議会臨時会議事日程
令和3年2月22日（月） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3	同意第1号	渡嘉敷村農業委員会委員の任命について
第4	議案第1号	渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定について
第5	議案第2号	渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定について
第6	議案第3号	令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第8号）について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから令和3年第2回渡嘉敷村議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布をした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番新垣一史議員、4番宮平鉄哉議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日2月22日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、会期は本日2月22日の1日間に決定をいたしました。

日程第3、同意第1号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

同意第1号

渡嘉敷村農業委員会委員の任命について

下記の者を渡嘉敷村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 渡嘉敷村字渡嘉敷331番地の1

氏 名 牧野 一夫

生年月日 昭和21年9月30日(満74歳)

提案理由

第17期、渡嘉敷村農業委員会委員の欠員を補充するための、農業委員会等に関する法律第8条の規定により議会の同意を得る必要がある。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終決します。

これより、同意第1号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件に対する提案者の報告説明は同意です。

この採決は挙手表決で行います。

本件は提案者の報告説明のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手5名)

賛成5名、反対1名。従って、同意第1号については提出者の報告のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第4、議案第1号、渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第1号、渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項及び渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに係る条例第5条第1項の規定により下記のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

1. 公の施設名称 渡嘉敷村青少年旅行村施設等
2. 指定する期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
3. 指定管理者名 株式会社 丸二商会
代表取締役 新垣信太郎
住所 渡嘉敷村字阿波連60番地

提案理由

現在の指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了することに伴い、新たな指定管理者を指定する必要があるため。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第1号、渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号、渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第2号、渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項及び渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に係る条例第5条第1項の規定により下記のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

1. 公の施設名称 渡嘉敷村森林公園施設
2. 指定する期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
3. 指定管理者名 合名会社 トカシキゲストハウス
代表者名 山本哲司
住 所 渡嘉敷村字阿波連116番地の1

提案理由

現在の指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了することに伴い、新たな指定管理者を指定する必要があるため。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第2号、渡嘉敷村公の施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号、令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第3号、令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第8号)について。

令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第8号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9千517万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年度2月22日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2番 国吉栄治議員

すみません、追加でこの1千600万円とでていますが、この中身について教えてもらってよろしいですか。160万円です、すみません。

○ 座間味秀勝村長

ページで言いますとですね、歳出の6ページ、ここの説明書、一番右端段ですが、地域公共交通維持確保支援事業というふうにしております。これは地域公共交通バス等の運行への支援ということでの予算計上であります。

○ 2番 国吉栄治議員

これ因みに、支援というのは、いつからいつにかけてというかたちになっていますか。

○ 金城満総務課長

お答えします。この支援につきましては、国の緊急事態宣言に伴いまして、公共交通機関が経営状態が非常に厳しいという中で、そういう諸々の事情を勘案しましてG o T oキャンペーンも今停止しております。今の事業形態厳しいという中を勘案しまして、地域公共交通にバス合同会社、それからタクシー会社に補助をするというような事業になっております。

これにつきましては令和2年度、現在補正予算に、今、予算計上をしているところですので、一律に給付金というかたちで、バスにつきましては1台当たり20万それからタクシーについては1台当たり10万円を助成金というかたちで給付する事業となっております。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

○ 6番 當山清彦議員

3次補正分だと思っておりますので年度内執行ということで3月中に執行だと思っておりますが、昨年9月の定例会で公共交通に対する支援を伺いました。その中で燃料費の実

費分と今回の支援だと思っておりますが、この支援の内容、バス事業者さんが1台20万円の7台分、この単価というか1台いくらというのはどうかたちで決めたのか、伺います。

○ 金城満総務課長

細かい算定をしているわけではありませんけれども、今おおまかバス会社さんからタクシー会社さんからはいただいているんですが、細かい資料、経費区分といいますかね、コロナ禍で非常に厳しい経費状態ですよといただいておりますので、人件費等々を勘案して月当たり従業員を抱えていくぐらいかかりますよと、経費をいただいておりますので、そこらへんから参考にして一律にバス1台20万、タクシーは10万円というかたちで算定をしております。

○ 6番 當山清彦議員

今回、時間的なものもあると思いますので、しょうがないかなと思いますけれども、今後、近日バス会社さんからもお話を伺いまして、また新たに村に対して要望すると伺っております。またその要望も含めて新年度、新たな支援策というのを考えていかないと思っておりますので、その点含めて公共交通を守るという観点からもっともっとというよりは、両者ともしっかり協議をして政策をまとめていただけたらと思っております。よろしくお願いたします。以上です。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和3年第2回渡嘉敷村議会臨時会において議決された、事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって本臨時議会において議決された事件の条項・字句・数字、その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和3年第2回渡嘉敷村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午前10時29分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号3番）

署名議員（議席番号4番）

令和 3 年

第 3 回 渡嘉敷村議会定例会

第 1 日目

3 月 9 日

令和3年第3回渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期3日間 自 令和3年3月9日
至 令和3年3月11日

月 日	曜 日	区 分	日 程
3月9日	火	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 施政方針 一般質問について 報告第1号、 議案第4号、議案第5号、議案第6号 議案第7号、議案第8号、議案第9号 議案第10号、議案第11号 会議録署名議員の指名 議案第12号、議案第13号、議案第14号 議案第15号、議案第16号、議案第17号 議案第18号、議案第19号、議案第20号 議案第21号、議案第22号、議案第23号 議案第24号、議案第25号、議案第26号 議案第27号、議案第28号 協議第1号
3月10日	水	本会議	会議録署名議員の指名 議案第12号、議案第13号、議案第14号 議案第15号、議案第16号、議案第17号 議案第18号、議案第19号、議案第20号 議案第21号、議案第22号、議案第23号 議案第24号、議案第25号、議案第26号 議案第27号、議案第28号 協議第1号
3月11日	木	本会議	協議第1号

令和3年第3回渡嘉敷村議会定例会は
令和3年3月9日(火)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期3日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員7名

会議録署名議員 4番 宮平鉄哉議員 5番 座間味満議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	小 嶺 国 士
教 育 長	新 崎 直 昌	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	宇 野 昭 子		

終了：3月9日(火曜日)午後4時45分

令和3年第3回渡嘉敷村議会定例会議事日程
令和3年3月9日（火） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

(第1号)

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2		会期の決定について
第3		議長諸般の報告
第4		村長行政報告
第5		施政方針
第6		一般質問について
第7	報告第1号	令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について
第8	議案第4号	新たに生じた土地の確認について
第9	議案第5号	新たに生じた土地の確認について
第10	議案第6号	新たに生じた土地の確認について
第11	議案第7号	新たに生じた土地の確認について
第12	議案第8号	字の区域の変更について
第13	議案第9号	字の区域の変更について
第14	議案第10号	字の区域の変更について
第15	議案第11号	字の区域の変更について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから令和3年第3回渡嘉敷村議会3月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布をした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番宮平鉄哉議員、5番座間味満議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月11日までの3日間にしたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、会期は本日から3月11日までの3日間に決定をいたしました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告の前に例月出納検査の結果報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、村監査委員から、令和2年12月分、令和3年1月分・2月分の例月出納検査の結果報告があります。議員控室に配置し、閲覧できるようにしてありますのでご参考にしてください。なお、諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりであります。朗読を省略いたします。

これで諸般の報告は終わります。

議長諸般の報告

令和2年12月12日～令和3年3月8日

令和2年

12月16日 例月出納検査

17日 渡嘉敷村中期財政計画説明会 ・村議会議場 (全議員)
(説明者総務課金城課長補佐)

〃 議員協議会

12月22日 令和2年第11回渡嘉敷村議会臨時会

12月23日 令和2年第4回南部広域行政組合議会臨時会 ・南部総合福祉センター

令和3年

1月6日 令和3年渡嘉敷村消防出初式

1月9日 令和3年渡嘉敷村成人式

1月15日 例月出納検査

1月21日 第16回新型コロナウイルス感染症対策会議 ・庁舎2階大会議室

- 1月22日 令和3年第1回渡嘉敷村議会臨時会
- 1月23日 渡嘉敷村駅伝競走大会
- 2月9日 沖縄県介護保険広域連合議会研修会 ・ 沖縄県介護保険広域連合
- 2月10日 沖縄県介護保険広域連合議会全員協議会・定例議会
(新垣一史議員) ・ 沖縄県介護保険広域連合
例月出納検査
- 2月15日 南部離島町村長議長連絡協議会役員会・定例議会 ・ 自治会館
- 2月16日 沖縄県町村議会議長会第50回定期総会 ・ 自治会館
- 2月17日 沖縄県離島振興市町村議会議長会第12回定期総会 ・ 自治会館
- 2月19日 南部地区市町村議会議長会定例総会 ・ 自治会館
- 2月22日 令和3年第2回渡嘉敷村議会臨時会
- 〃 議員協議会(3月定例会について、他) (全議員)
- 2月26日 令和3年2月南部広域市町村圏事務組合議会定例議 ・ 自治会館
- 3月4日 3月定例議会事前議案審議 (全議員)
- 3月6日 令和2年度渡嘉敷小中学校卒業式
- 以 上

日程第4、村長の行政報告を行います。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

行政報告の前に新型コロナウイルス関連で発言したいと思いますがよろしいでしょうか。

○ 玉城保弘議長

はい、どうぞ。

○ 座間味秀勝村長

皆さま、おはようございます。昨年来1年余りに渡って新型コロナウイルスが世界中で感染拡大をしております。多くの人々の命を奪い健康を脅かし、そして経済を混乱させているという状況にあります。本村におきましては、国の3次にわたる臨時交付金を活用しまして、様々な対策を講じてまいりました。議会のおいてご理解をいただき実行できたものと感謝を申し上げます。

交付金の一部については、令和3年度に執行予定をしております。村民の命と健康を守り経済を発展させる取り組みを職員一丸となって取り組んでまいりますので、今後とも議員各位にはご理解ご協力をいただきますようお願いをしたいと思います。

さて、本議会における行政報告につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、口答での報告を差し控えさせていただき、書面による報告とさせていただきたいと思います。お手元にお配りをしておりますので、お目通しいただきたいと思います。以上でございます、ありがとうございました。

行政報告 2020.12.10 以降

- 12/10 10:00 12月定例議会（1日目）
- 12/12 11:00 職員採用第二次試験（面接）審査（村中央公民館）
- 12/14 10:00 木造住宅検討会議（那覇連絡事務所）
株式会社新洋当問部長、上原設計チーフ ※間取り検討
- 13:30 令和2年度第2回南部広域行政組合理事会（南部総合福祉センター）
- 12/15 16:30 第41期 沖縄県離島海運振興株式会社定時株主総会（船員会館）
- 12/16 15:00 沖縄県森林審議会（県庁）
・ 沖縄中南部地域森林計画樹立について
・ 沖縄北部地域森林計画の変更について
・ 宮古八重山地域森林計画の変更について
- 12/17 13:30 職員採用最終合否判定会議（村長室）
17:30 渡嘉敷村観光協会理事会（庁舎2階）
- 12/18 10:00 前里重信氏へ（電話）※屋比久の石垣倒壊の危険について対応をお願い
13:00 自治労政策提言意見交換（村長室）
- 12/20 14:00 村内一斉美化清掃（阿波連地区に参加）
- 12/21 10:00 庁議
13:10 国立公園管理運営計画に関するヒアリング（村長室）
- 12/22 10:00 臨時議会（11回） 阿波連漁港工事請負契約変更
11:30 沖縄県港湾課野原課長、高良計画調査班長ほか来庁
18:00 渡嘉敷港静穏度調査検討結果について住民説明会（村中央公民館）
- 12/23 14:00 航路事業経営状況について（県庁）
沖縄県企画部 宮城統括官に説明し支援要望
- 12/24 11:30 小嶺均退職消防団員報償伝達式（村長室）
12:00 安田 進 創価学会副会長・沖縄県総県長 来庁
大城大作 // 広報担当部長
具志堅優輝 聖教新聞社 沖縄支局編集部記者
- 12/25 11:00 稲盛区長来庁（年末年始神社行事について、合同生年祝いについて）
13:30 宮里 哲 座間味村長 来庁
15:00 人事異動内示交付（R3～4年度 沖縄県介護保険広域連合への派遣）
- 12/26 09:35 神原潤 ツネイシクラフト&ファシリティーズ株式会社社長 来庁
藤本氏同伴 ※高速船速力改善について
- 12/28 13:30 仕事納めの式（庁舎2階）
- 2021年（令和3年）
- 01/04 13:30 仕事始めの式（庁舎2階）

- 01/05 17:30 渡嘉敷村観光協会理事会（庁舎2階）
- 01/06 12:00 消防パレード（村内）
13:30 消防出初め式（漁協前広場）
- 01/07 14:00 農業委員辞令交付式（庁舎2階）
14:30 初拝み（神社行事）
- 01/09 12:00 成人式式典・・・8名参加（村中央公民館）
- 01/12 11:30 吉住沖縄総合事務局長へ航路事業運営に係る支援要請（沖縄総合事務局）
米山 運輸部長
中村 総務部調査企画課長
- 01/13 09:00 第14回新型インフルエンザ等対策本部会議（庁舎2階）
・・・1都3県緊急事態宣言を受けて
11:30 越智エクセル航空株式会社 沖縄支社長 来庁
- 01/15 10:00 自治体DXデジタルトランスフォーメーションに係る意見交換（県庁）
森田 沖縄県企画部 地域離島課長
加賀谷 沖縄県企画部 総合情報政策課長 ほか2名
11:30 村道阿波連線改良事業に伴う用地補償について事務打ち合わせ
沖縄ランドコンサルタント 2名（那覇連絡事務所）
15:30 防衛施設局との意見交換（自衛隊沖縄地方協力本部）
…慶良間諸島周辺での訓練中止申し入れ（宮里 哲 座間味村長同席）
田中利則 沖縄防衛局長
村井 勝 沖縄防衛局企画部長
北原由尚 沖縄防衛局企画部・地方調整課連絡調整室長
18:00 村道阿波連線改良事業に伴う用地交渉
小嶺良一（首里久場川 有限会社根神事務所）
- 01/18 10:00 庁議
13:30 人事異動内示R3.4.1付け
- 01/20 09:00 第15回新型インフルエンザ等対策本部会議（庁舎2階）
・・・沖縄県独自の緊急事態宣言発令を受けて
13:30 令和2年度第1回慶良間諸島国立公園満喫プロジェクト地域協議会
（沖縄県立図書館会議室）
- 01/21 13:30 第16回新型インフルエンザ等対策本部会議（庁舎2階）
・・・関係団体同席・・・村の対策案について
- 01/23 11:00 第42回渡嘉敷村駅伝競走大会
- 01/26 10:00 令和2年度第3回沖縄県介護保険広域連合運営会議（比謝町）
- 01/28 13:30 沖縄振興会議（WEB）

- 15:00 沖縄振興市町村協議会（WEB）
- 02/01 13:30 庁議
- 02/04 15:00 用地問題対応 金城信助氏 来庁
- 02/05 14:00 新たな振興計画（骨子案）に係る圏域別説明会（WEB）
- 16:00 臨時庁議第3次コロナ対応臨時交付金
- 02/06 11:30 観光大使DJSASA、長嶺かなほか2名来庁（観光PR動画撮影）
- 02/08 17:30 観光協会理事会（庁舎2階）
- 02/09 14:00 令和2年度第3回南部広域行政組合理事会（南部総合福祉センター）
- 16:00 沖縄県過疎地域振興協議会理事会（自治会館）
- 16:35 第152回沖縄県離島振興協議会理事会（自治会館）
- 02/10 11:00 住宅用地交渉 吉本 勝（沖縄市松本）
- 12:50 住宅用地交渉 佐久本弘道（浦添市城間）
- 02/11 10:15 住宅用地交渉 中嶺昇春の長男とその嫁（那覇連絡事務所）
- 02/12 10:00 南部広域市町村圏事務組合理事会（自治会館）
- 13:30 株式会社サザンプラント資本政策（株式の無償減資）説明会（自治会館）
- 14:00 南部市町村会定例会（自治会館）
- 15:15 国民健康保険料の統一に係る市町村長勉強会（自治会館）
- 02/15 16:30 南部離島市町村長議長連絡協議会（自治会館）
- 02/16 16:00 令和2年度村産業展示会作品品評会（村中央公民館）
- 02/17 10:30 産業展示会表彰式（村中央公民館）
- 02/19 14:00 今井絵理子参議院議員との新型コロナウイルス関連ヒアリング（電話）
- 02/22 10:00 令和3年第2回臨時議会
- 16:00 外山渡嘉敷漁協参事と加工施設について意見交換（村長室）
- 02/24 11:20 上村沖縄総合事務局総務部長他2名来島対応（終日）
- 02/25 09:00 // 対応（10:00ライナー送り）
- 10:00 大田伊久夫琉球大学教授ほか4名来庁（イノシシによる森林被害視察）
- 02/26 11:10 議案検討会議
- 14:00 公益社団法人 沖縄振興協会 第3回理事会（WEB）
- 15:10 大田伊久夫琉球大学教授一行 来庁
- 16:20 稲守区長 来庁 ※海神祭の持ち方について
- 03/01 12:55 観光大使キャンヒロユキ、廣虎 来庁
- 03/02 14:00 沖縄県町村交通災害共済組合議会（自治会館）
- 14:30 沖縄県過疎地域振興協議会定期総会（自治会館）
- 16:30 沖縄県離島振興協議会定期総会（自治会館）
- 03/03 11:30 一般社団法人沖縄県市町村職員互助会第16回定時総会（自治会館）

- 13:30 地域医療従事者表彰式（自治会館）
14:00 第193回沖縄県町村会定期総会（自治会館）
15:15 沖縄県国民健康保険団体連合会通常総会（自治会館）
16:10 沖縄県後期高齢者医療広域連合説明会（自治会館）
03/04 13:30 第2期渡嘉敷村人口ビジョン・総合戦略第2回検討委員会（庁舎2階）
03/05 10:00 庁議、一般質問答弁書検討会議
03/06 09:00 渡嘉敷小中学校卒業式

以上

○ 玉城保弘議長

これで行政報告は終わりました。

日程第5、村長の施政方針を行います。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

令和3年度施政方針

1) はじめに

令和3年渡嘉敷村議会3月定例会の開会にあたり、令和3年度の当初予算案など議案審議に先立ち、まず村政運営に当たっての私の所信を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

①村政運営について

私が、村長に就任してから2年あまりが経過しました。

これまでの間、渡嘉敷村住民憲章にうたわれております「生活の安定」「住みよい明るい村づくり」、「自然を愛し誰からも愛される豊かな郷土づくり」を「みんなで話し合っ
て決め、一体となって喜びを分かち合う美しい人情を持ち続けよう」という理念を実現す
べく努めてまいりました。

その過程において、昨年12月定例議会の與那嶺議員の一般質問におきまして、私の政治
姿勢についてご指摘をいただきました。「ぐいぐい引っ張っていただけではダメだ、つい
てこられない人もいる、謙虚さが必要だ」とのご指摘でした。政策の実現を急ぐあまり、
周りへの目配り・気配りが欠けていたのではないかと、反省をしております。

政策の実現には、その事務を担う職員や村民の皆様のご理解と協力を得なければなりま
せん。時にはしっかりと時間をかけ、向き合い、理解を深めることが必要と改めて認識を
いたしました。

議員各位には、今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

②これまでの取り組みについて

就任からこれまでに、渡嘉敷港の浚渫、ファミリーサポート事業の立ち上げなど実現し
たこともありますが、村営住宅建設に係る入札不調が続き、住宅問題については、未だ解
決に至っておりません。

現在、数名の土地所有者との交渉において進展を得られており、令和3年度には、新たな形態での住宅確保を実現していきたいと考えております。

長年に渡り未処理となっております、道路用地にかかる私有地の取り扱いについては、所有者の皆様処理方針をお示しし、ご理解をいただいたうえで、解決に向け取り組んでまいります。

③新型コロナウイルスについて

昨年来、国内外で新型コロナウイルス感染症が感染拡大するなか、本村においてこれまで感染者の発生がなかったことは、村民の皆様お一人お一人が、感染防止対策に努められたお陰であります。

村民の生命を守る行政を預かる者として、村民並びに来島された皆様心から感謝を申し上げます。

国内においては、医療従事者を皮切りにワクチン接種が開始されており、本村においても4月以降順次ワクチン接種を行う準備を進めております。

国は、小規模離島については、医療従事者に限らず全ての対象者にワクチン接種を行う方針であります。

国や県と連携して、引き続き村民の命を守るべく、水際対策、感染防止対策に取り組んでまいります。

村内で感染者の発生がなかったことは、事業者が観光客の受け入れを自粛した結果でもあり、大幅な減収減益となったことも事実であります。

コロナ禍での新たな事業展開、業態の変化に対応できるよう支援をしてまいります。

④行政運営に当たる姿勢について

現在、村では役場庁舎内のほか、保育所、幼稚園、小中学校、クリーンセンター、農業施設、道路施設、水道施設、下水道施設、村営住宅70戸、フェリーと高速船の定期運航など、特別職3名を含め100人の職員が、多岐にわたる行政運営にあたっております。

一部の事務については、指定管理や委託業務などにより実施をしております。

行政運営においては「渡嘉敷村第四次総合計画」を基本とし、多様化する行政サービスを提供するため、必要な職員確保及び、資質の向上、事務分掌の見直しを含めた組織改革及び、デジタル化による事務の効率化で、経費節減する取り組みが不可欠と考えます。

令和3年度においても引き続き営繕係を配置し、教育施設や公営住宅の維持補修経費を圧縮しながら迅速対応に努め、これまで行政が主体となってきたイベントを見直し、民間活力の導入を進め、デジタル化による効率的な事務執行による経費節減及び、ふるさと応援寄付金など自主財源確保に努め、大きく落ち込んだ観光産業の立て直し、農業、水産業振興の環境整備や後継者育成など、山積する課題に取り組んでまいります。

今後全ての分野において、持続可能な社会づくりSDGsの取り組みを念頭に、村財政の健全化を図りながら開かれた行政運営に努め、村民との対話を大事にし、課題解決に職

員一丸となって取り組んでまいります。

2) 財政運営について

新型コロナウイルスの影響は、村財政にも大きな打撃となっております。

緊急事態宣言による渡航自粛の影響により、特に航路事業において大幅な減収となっており、令和2年度及び令和3年度以降においても大幅な歳入不足が見込まれ、令和元年度決算時点で残高約538,000千円の一般会計財政調整基金の取り崩しによる繰入額は、令和2年度から3年度の2年間で、218,000千円余りとなる見通しであります。

新型コロナウイルスの影響からの回復が見通せない状況にあり、大変厳しい財政状況となっております。

実質公債費比率や資金不足比率等の財政指標は、令和元年度決算に基づきいずれの指標も、健全化判断比率の範囲内で推移しておりますが、今後は教育施設や観光関連施設の整備等により、公債費比率の上昇が予想されるところであります。

近年増大する情報ネットワークシステム等の維持にかかる費用や、防災関連経費に多額の一般財源充当を余儀なくされており、令和3年度当初予算案において、財政調整基金の取り崩し額が169,000千円を超える状況となっております。

本村は、国からの地方交付税や、国・県からの補助金・交付金等に依存した典型的な依存体質の財政構造となっております。

自治体運営においては、何より住民に基礎的行政サービスを継続して提供することが重要であることから、一般財源による支出については優先順位を明確にし、重点的配分を行うこととし、各種補助金や民間資金の活用や、自主財源の柱である村税収納率向上、ふるさと応援寄付金の拡大など財源の確保に努め、健全な財政運営に取り組んでまいります。

3) 沖縄振興特別推進市町村交付金について

沖縄振興特別推進市町村交付金、いわゆる一括交付金については、平成24年度から制度が導入され、地域の振興に資する事業を実施しているところであります。

令和3年度においても引き続き、沖縄県による「離島住民等交通コスト負担軽減事業」による船舶運賃の低減、村が実施する「学習支援員配置事業」「美化清掃事業」「観光振興事業」「海域安全確保事業」によるビーチ水難事故防止監視員の配置、「自動車航送コスト負担軽減事業」による車両航送運賃支援、「交通コスト負担軽減事業」によるヘリコプターチャーター費用の支援、「多言語対応職員確保、低炭素社会実現のため集落内防犯灯のLED化への取り組み、観光協会事業支援などを計画しております。

一方で、令和3年度の配分予定額197,000千円に対し、執行計画額は141,992千円余りとどまっており、十分に活用できていない現状にあります。

沖縄振興特別推進市町村交付金については、これまでも配分額を満額活用できていない状況が続いており、職員が業務に専念できる環境づくりが必要と考えます

令和3年度においては、事務分掌や職員配置、組織体制の見直し等、執行体制の改革に

取り組んでまいります。

4) 令和3年度の施策の概要について

1. 住民福祉と保健事業の推進

(1) 高齢者福祉について

日本では、少子高齢化と人口減少が急速に進み、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)には、高齢化率が30%となり、介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の増加が予測され、これまで以上に介護サービスが必要になると考えられます。

しかし、支え手となる若い世代が減少する中、介護サービスで高齢者を支えることが難しくなっておりま。

令和7年を見据えて医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保された地域包括システムの構築が求められております。

高齢者のみなさまが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、診療所・地域包括支援センター・村社会福祉協議会と連携し、在宅医療と介護サービスが切れ目なく提供できる体制を整備してまいります。

取組としては、高齢者が在宅で自立した生活を継続できるよう、加齢による筋力の低下を防ぐ運動による介護予防や、生活習慣病の予防・重症化の予防、認知症の早期対応に向けた支援、地域における見守り事業及び、支え合い体制の構築、介護職員の養成に取り組んでまいります。

また、高齢者生活福祉センターの生活支援ハウスとショートステイをご利用いただくことで、ご家族の負担軽減と高齢者が可能な限り村で暮らせるよう支援してまいります。

(2) 障害者福祉について

障害者福祉につきましては、第5期障害者保健福祉計画に基づき、「自立を支える安心と共生の島」を基本理念に、障害者への理解促進のための広報活動や巡回相談、障害の予防・早期支援、自立支援のための日常生活用具給付事業及び更生医療給付事業、重度心身障害者医療費助成事業、補装具給付事業、自立支援給付事業等を継続実施し、やさしい生活環境の整備を推進してまいります。

(3) 子育て支援について

こども子育て支援については、「第2期渡嘉敷村子ども・子育て支援事業計画」に掲げる基本理念「子供の健やかな育ち・未来の夢、みんなで支える とかしき村」を実現すべく、地域における子育て支援の充実、母性並びに乳幼児等の健康の保持及び増進、子どもたちの安全・安心の確保、支援が必要な児童へのきめ細かな取り組みを推進してまいります。

具体的には、保育士の資質向上を図るための研修会等への参加を推奨し、「安心、安全な子育てができる保育の場」を提供し、令和元年度に開始した「ファミリーサポート事業」を継続して、子育て支援を致します。

また、産婦健診費用の一部助成と、妊婦健診及び産婦健診に係る本島往復渡航費の負担軽減を図るため、船舶運賃の全額助成を継続してまいります。

妊産婦及び家族の経済的な負担軽減を図るため、出産助成金制度を継続実施し、こども医療費助成事業についても、現物給付による窓口無料化を継続してまいります。

また、入院・通院の対象年齢は、中学校卒業までの助成を継続し、疾病の早期発見と早期治療を推進してまいります。

不妊治療を受けられる方へ、特定不妊治療に係る費用の一部を継続して助成し、経済的負担の軽減を図ってまいります。

今後も安心して妊娠、出産、育児ができるよう、渡嘉敷村へき地保健指導所内の「ひみつきち」を拠点とした、母子交流の場の提供と、保健師と母子保健推進員を中心とした、子育て支援ネットワーク活動の充実を図り、子育てを支援してまいります。

(4) 保健事業について

特定健診並びに各種検診の受診率の向上及び、健康教育・訪問指導の強化を図り、個人レベルでの健康づくりの意識高揚や、健康増進のサポートに努め、早期発見、早期治療につなげるよう取り組んでまいります。

母子保健及び乳幼児保健については、健康診査、健康相談等を実施し、妊産婦及び乳幼児の健康維持、並びに関係機関と連携して小児医療体制の充実強化を図ってまいります。

予防接種については、定期予防接種に加え、新型コロナウイルスや季節性のインフルエンザ等の接種費用の助成を実施し、村民の経済的負担を軽減しつつ、疾病の発生及び重症化の予防、命を守る取り組みを推進してまいります。

(5) 本島医療機関への通院・入院に関わる船賃補助

村が指定する治療を、本島の医療機関で受診が必要な村民への渡航費用の助成、長期的な治療のための船賃の全額助成についても継続実施し、健康維持、経済的負担の軽減を図ってまいります。

(6) 後期高齢者医療制度について

75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度については、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、地域包括支援センターにおける介護予防事業に取り組み、高齢者の健康保持に努めてまいります。

(7) 国民健康保険特別会計について

平成30年度より国民健康保険事業は、沖縄県が国保財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担っております。

市町村の国保運営についても制度改正を踏まえ、より安定的な運営を実施するに当たり、年々増加する医療給付費の抑制を図るためには、村民一人ひとりが健康への自覚と、認識を高めることが大切であることから、毎年実施する特定健診の受診率の向上を図り、後発医薬品の普及促進と併せて、医療費の抑制に努めてまいります。

さらに、保険税収納率の向上を図るため、きめ細かな納付相談等を実施してまいります。

2. 交通通信体系の整備

(1) 海上交通について

航路事業特別会計の運営につきましては、船舶が村民の移動や生活物資及び産業資材輸送を担う重要な航路であり、安定的な運航を確保することが最も重要だと考えております。

平成25年度に沖縄振興特別推進交付金を活用した、離島航路安定化支援事業で「フェリー一とかしき」買取り支援を受けたことにより、経営状況も好転しておりましたが、一昨年12月の新造高速船の就航により、年間1億円を超えるリース料の負担が発生し、大幅な赤字運営となっております。

国や県に支援を求めながらの運営となっており、経費節減の取り組みが求められることから、船舶燃料の調達に当たっては、令和2年度分から、一般競争入札により調達し経費節減に努めておりますが、新型コロナウイルスの影響による大幅な減収を受け、現状においては、大きく利用者の回復が見込めないものと認識しております。

このため、例年繁忙期に行っていた高速船の3便運航を2便運航へ、航海速力を抑えるなど、更なる運航経費の節減に取り組まなければならない状況であります。

本村の脆弱な財政基盤においては、その財源確保に苦慮しているところであり、引き続き国及び沖縄県へ、高速船買取りを含めた支援について要望を継続し、安定的かつ効率的な運航形態を維持することができる航路事業運営のため努力して参りますので、村民のご理解とご協力をお願い致します。

(2) 陸上交通について

本村内における公共交通機関は、現在、バス事業者による一般乗り合い旅客自動車運送事業と、タクシー事業者による自動車運送事業が営まれており、観光客の輸送や村民の利用に対応しております。

住民や観光客の移動手段として、安定した輸送体制を確保するため、村民の理解と合意形成に努めてまいります。

(3) 通信について

平成10年3月に整備されました、携帯電話等移動通信用施設及び、令和元年7月から利用開始されております、光通信について、今後も安定した通信環境が維持できるよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

3. 生活環境の整備及び防災対策

(1) 一般廃棄物処理施設の運営について

ごみ処理施設については、今後とも適正な環境・排出基準の遵守に努め、施設の長寿命化、ごみの減量化に資する取り組みとして、生ごみ処理機購入に係る助成制度を継続して実施いたします。

また、ごみ処理施設の維持に多額の費用が必要であることから、将来のごみ処理の在り

方について、村民を巻き込んだ議論を展開してまいります。

国立公園の指定を受け、平成27年度から毎月0のつく日を環境美化の日として設定しており、継続して美ら島美化清掃を推奨するとともに、林道や農道周辺の不法投棄の巡回監視、空き地についても適正な管理を促してまいります。

渡嘉敷区の下水処理については、すでに多くの世帯で合併処理浄化槽の設置が進んでいることから、未整備の世帯への合併処理浄化槽設置事業導入を検討してまいります。

(2) 簡易水道事業について

本村の簡易水道事業は、施設の経年劣化に伴い、ランニングコストの増大で、一般会計からの多額の繰り入れを余儀なくされているのが現状であります。

沖縄県においては、「安全・安心な水道水を安定的に将来にわたって供給できる水道の構築」を目指し、水道広域化に取り組んでおり、本村においても計画に基づき、沖縄県企業局による施設整備が進められております。

これと並行して、村では水道管の更新について順次実施してまいります。

(3) 下水道事業について

阿波連浄化センターについては、平成5年の供用開始から27年が経過し、施設や設備機器の老朽化が進み、維持管理に多額な経費の投入を余儀なくされているのが現状であります。

令和2年度にストックマネジメント計画を策定しており、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

(4) 住宅整備について

公営住宅については、令和元年度から令和2年度にかけて、渡嘉敷区に2階建て4戸の建設を予定しておりましたが、入札不調により建設に着手できておりません。

昨今の、建築業界をとりまく情勢では、今後も同様な事態が続くと思われることから、令和3年度においては、村独自の賃貸住宅の整備を実施してまいります。

(5) 消防防災・救急救助対策について

非常備消防の本村においては、地域における安心と安全を守るため、消防防災業務や救急救助業務全般を渡嘉敷村消防団が担っております。

これまで、災害時に備えた備蓄食料の確保や、消防自動車、救急車の配備、村内公共施設等へのAEDの設置及び避難道の整備等をはじめとした防災・救急対応整備について、一括交付金等を活用して、年次的に実施してまいりました。

令和元年度においては地域防災計画を見直し、災害時の備蓄品や、AED、救助機材の整備を進めてまいりました。

令和3年度には、令和2年度から先送りしております、渡嘉敷村国土強靱化計画を策定し、防災・減災に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の出現により、地域の安心・安全を守る消防団の果たす役割

は、益々厳しさを増しております。

条例定数の40名の団員数には達しておりませんが、安心安全な村、災害に強い村づくりのため、村民の皆様のご協力を得ながら、消防防災・救急救助体制の整備に努めてまいります。

4. 産業の振興

(1) 観光産業の振興について

平成30年の入域客数は、島発往復乗船券の数を除いて131,740人、令和元年は134,632人となっておりますが、令和2年には54,232人で、前年比2分の1以下となっており、新型コロナウイルスによる影響で大きく落ち込んでおり、村の経済は大きな打撃を受けております。

村では、令和2年度において、国の3次にわたる新型コロナウイルス対策交付金と村の財源を捻出し、村民や事業者への支援を実施してまいりました。

今なお、感染が続き、観光については回復を見通せない状況にあります。

村としては、平成29年度に、5カ年間の目標値を明確にするため事業者と協働で作成した「渡嘉敷村観光振興計画」を基本としておりますが、今般の新型コロナウイルスによる影響を考慮した取り組みが必要であります。

観光産業のもつ流動的な特質から、安定的な集客を図るには、地域特性を生かした観光メニューの創出、差別化が必要であると考えます。

これらのことから、観光協会と連携し、閑散期と言われている冬場の観光メニューの創出、SNSを活用した観光PR、受け入れ態勢の充実・強化を図ってまいります。

昨年中止したとかしき祭り、延期した「第16回とかしきマラソン」については、コロナ禍でどのようにすべきか、村民を巻き込み議論してまいります。

エコツーリズムの推進については、慶良間地域エコツーリズム推進全体構想の認定を受けて以降作業が停滞し、本格的な運用に至っていないことは周知のとおりであります。

平成26年度に座間味村と協働して、慶良間地域の「自然環境の保全」と「観光資源の活用」を盛り込んだ利用ルールを策定しておりますが、それを運用するための関係条例制定作業が進んでいないことから、渡嘉敷・座間味両村のサンゴ保全利用部会の組織体制づくりに向けて、引き続き働きかけを行ってまいります。

本村を含む慶良間諸島が、国立公園の指定を受けたのは、陸域から海域にかけて、多様な生態系を有することが、高く評価されてのことです。

その自然環境の保全と観光資源としての活用のバランスをとることについて、エコツーリズム推進協議会の活動を促してまいります。

(2) 農業の振興について

有機無農薬栽培を奨励するため、有機肥料購入費補助を継続実施してまいります。

農産物による特産品開発に関しては、農産物加工施設や集出荷施設等を適正に管理し、

活用していただけるよう努めてまいります。

今後も、観光分野など異業種連携を推進し、農地を有効活用し農業所得向上に努めてまいります。

鳥獣被害対策については、防護柵や箱罾の設置を継続して実施し、狩猟免許所持者に協力を仰ぎ、根絶に向けて取り組んでまいります。

また、現在環境省の交付金を活用して県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」で、集中捕獲を実施しており、令和3年度以降も根絶に向けて取り組んでまいります。

(3) 水産業の振興について

阿波連漁港は、水産業に係る作業の安全確保や、荒天時の漁船、漁具等の保全のほか、水産業の漁村にとって不可欠なインフラ施設であります。

総合的かつ計画的に取り組むべき施策として、漁港機能の保全対策の推進を位置づけるとともに、漁港施設の計画的な補修・改修を目標として掲げた「水産物供給基盤機能保全事業」を活用した水産基盤施設の維持管理・更新のため、平成29年度に策定した「漁港機能保全計画」をもとに、令和2年度から改修工事に着手しており、令和4年度にかけて進めてまいります。

なお、阿波連漁港は、漁船数等の増加や船舶の大型化に伴い、漁港内が手狭になっている状況にあるため、漁港施設の管理を委託している渡嘉敷漁業協同組合と連携を密にし、漁港の設置目的に沿った有効活用を計画してまいります。

また、マグロジャーキーや佃煮などは、人気の高いお土産品となっておりますので、老朽化した加工施設の整備に向け取り組み、鮮魚等の海上輸送経費の支援を継続してまいります。

(4) 林業の振興について

整備済みの林道については、概ね整備を完了しており、今後は現有する林道や、付帯施設の適正な維持管理を行い、森林の持つ機能の効果的な利用を促進してまいります。

森林公園施設の維持管理については、これまで同様に指定管理者への委託を行い、適正な維持管理と利用率の向上を図ってまいります。

また、森林環境保全直接支援事業、いわゆる造林事業を継続して実施し、森林機能の維持と将来の森林財産の整備に努めてまいります。

(5) 村道の整備について

平成19年度から継続中の、村道阿波連線改良事業の完成は令和3年度を予定しておりましたが、一部用地の交渉が合意に至っておらず、引き続き用地の確保に努めてまいります。

また、平成29年度に策定した「橋梁長寿命化点検及び修繕計画」に基づき、ボックスカルバート補修及び改修計画を立て、予算要望を行ってまいります。

村道の維持管理については、環境協力税を活用した草刈等を実施し、景観の維持と災害の未然防止に努めてまいります。

（６）港湾・河川等の県事業の整備状況について

渡嘉敷港湾内の静穏度対策について、昨年12月に沖縄県の調査検討結果について、住民説明会が行われております。

提案された事項については、村民の意見を反映していくことが必要と考えております。

渡嘉敷川については、沖縄県が自然災害防止事業として、河川改修工事を完了しておりますが、防災の観点から河川護岸の嵩上げ等要望してまいります。

（「休憩お願いします」の声あり）

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

（７）教育行政について

本村における教育行政については、学校教育や社会教育、及び生涯学習や平和教育を含め、文化、スポーツの振興等、幅広い分野との関わりを持つことから、村民一人一人が等しく教育の機会を享受できるよう、各種の事業に取り組んでいるところであります。

また、国立沖縄青少年交流の家と連携し、通学合宿や体験事業・生涯学習事業の共催等、立地を活かした教育環境のなお一層の充実を図ってまいります。

幼稚園につきましては、現在、入園料・保育料の免除や、小中学校を含めて3人目からの給食費の免除や、3年保育及び預かり保育の実施については、保護者の経済的負担の軽減や、子育て支援、就労支援に繋がることから、引き続き実施してまいります。

子どもにとって大事な学習方法は「経験」であり、集団生活の中で学び活動することで、大きな成長に繋がるものと考えておりますので、保護者のご理解も得ながら、充実した幼児教育に努めてまいります。

学校教育においては、幅広い知識と教養を身につけ、豊かな情操と道徳心を育むとともに、健やかな身体を養うことを基本理念に掲げ、15歳で島を離れる現実を見据え、自主及び自立に対応できる人間の育成と、強い精神力を備えた児童・生徒の育成に努めてまいります。

本村においては、基礎学力の向上を推進するため、各種検定試験の実施、対外的なスポーツ大会や文化的事業への派遣など、離島の小規模、少人数学級にあっても教育の機会と、教育水準の向上を図るため、これらの事業を継続して支援をしてまいります。

「島体験留学制度」については、児童生徒を受け入れる里親の確保ができなかったことから、令和3年度は休止といたします。

また、高校を卒業し、大学・専門学校等への進学を望む村出身者に対する支援実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

社会教育においては、公民館や学校施設を活用した各種文化芸能サークルやスポーツサークル活動が行われております。

コロナ禍での活動成果の発表の場について、検討してまいります。

平和教育や文化財保護については、本村の貴重な歴史資産を後世へ伝承していけるよう「渡嘉敷村歴史文化資産保存活用事業」で作成した文化財等の資料を、平和学習等に活用してまいります。

学校給食については、成長期にある園児や児童・生徒の健康の保持増進と、健全な発育に大きな役割を果たしていることから、栄養バランスのとれた、安心・安全な給食の提供と、施設管理や食中毒防止等、徹底した衛生管理に努めてまいります。

また、幼稚園の給食実施についても、引き続き実施に向けて取り組んでまいります。

教育行政は学校教育のみならず、幅広い年代層を対象とした多岐にわたる事業を展開していくことから、積極的な村民の参画と、学校、保護者、地域、行政の緊密な連携のもと、教育行政を推進してまいります。

5. 予算について

令和3年度の村政運営の基本的な考え方と、施策の概要について申し述べてまいりましたが、これを執行する本年度の各会計の予算については、本議会に提案のとおりでございます。

提案しております予算の執行に当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるという認識のもと、職員全体が改革意識を持ち、行財政の効率的な運営を図り、住民福祉と生活の向上にむけ、なお一層努力してまいります所存であります。

ここに、村議会をはじめ、村民の皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。令和3年度の施政方針と致します。

令和3年3月9日 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上でございます。

○ 玉城保弘議長

これにて施政方針を終わります。

休憩します。

再開します。

日程第6、これより一般質問を行います。一般質問は申し合わせのとおり、答弁を含めて90分以内といたします。質問者、答弁者は簡潔にお願いいたします。順次発言を許します。

4番宮平鉄哉議員の発言を許します。

○ 4番 宮平鉄哉議員

おはようございます。一般質問を言う前に、ちょっと世界はコロナ感染で流行で大変な時期でございます。日本国内も沖縄も感染者が多いなか、我が渡嘉敷村はまだ一人も出ていない状態で本当に誇りに思います。これからもコロナに感染ならないよう皆さん気をつけましょう。おわり。

では、一般質問を始めます。第1、照山公園の遊歩道について、照山展望台から森林公園に下る歩道が雑草が生えて、長い期間管理されていない状態です。そのため階段に使用されている角材などが腐敗し、ばらばらになっているが、今後この歩道は使用しないつもりですか、使用するならば安全のために補修する必要があるのではないかと出していますが、天気の良い日に健康のためと思い、久しぶりに嫁と二人で照山展望台まで歩いて登りました。急な坂道で大変でしたが、お互い励まし合いツツジの花や山桃の実を見ながら展望台までたどり着きました。展望台からの景観はとて抜群で感激いたしました。30分ぐらいいて、下りたんですけど、南口と西口が2つあって、南口までの歩道はきれいに草刈りが階段も整備されていますが、西口森林公園側に下る歩道は10年、20年間管理されていなく、歩道が荒れているような状態でした。歩道はもうこれから後は使用しないつもりなのかなと思ったんですけど、村長、この歩道はどうするんですか。そのままおくか、またちゃんときれいにしてやるのかなと思って、感じたんですけど、答弁をお願いします。

○ 座間味秀勝村長

宮平議員のご指摘の歩道は、森林公園の駐車場側から山頂部に至る歩道部分であると、理解しております。これについては確認したところ、階段として利用されていた丸太等が腐敗をしているという状況がありました。危険な状況であるということで、現在は通行止めとしておりますが、この照山公園の遊歩道、展望台を含めてトイレもありますけれども、これについては沖縄県の管理となっておりますので、沖縄県の方に修繕等を要望をしていきたいと思っております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

展望台から下るときに2カ所、南口と西口みたいな感じであるんだけど、南口ぐらいの所、浄水場ですか、あそこの下の方にある出口があるんですけど、そこの階段は見事にきれいなんですよ、だけど西側によれば昔の滑り台の上の方に行く、下りる所の階段は、もう竹もば一んとして、杢木というんですか、それも全部ばらばらになっている感じで、これは沖縄県が見るわけでないから、こちら係の人は言う必要があるんじゃないかと思うんですけど、同じ下り道で片一方はきれいなんですよ、本当に。片一方はあんなだったらちよっとまずいなと思ってたんですけど、どうします？ そのままでずっとやりますか。

○ 座間味秀勝村長

先ほど答弁したとおりですね、沖縄県の方に修繕の要望を行っていきたくて考えております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

これは、誰かが怪我をしないうちに要望して早く補修するなりやってくださいね。

次、森林公園の管理運営について、公園内のトイレが台風などの被害で壊れたのか、ドアがない状態です。また使用した後に流されていない状態で衛生的にも汚い。使用できないのならロープを張るなりして使用禁止にするべきではないか。そういうぐあいに出して

いるんですけど、これも先日ですけど、公園内を散歩しながら、トイレの施設を見てとてもびっくりしました。ドアは壊れてつり下がっている感じだし、使用した後、水が使えるのかそのままであるし、観光立村の公園の施設としてはこのようなことはあってはならないなと思いました。これ係の方というか、後で聞いたらバンガローの管理と一緒にいうけど、役場の係の人は見ないんですか、そういうことは。

○ 座間味秀勝村長

議員ご指摘の森林公園の施設、先ほどお話がありましたログハウス2棟と公園広場、そしてトイレ含めて指定管理により管理がされているという状況でございます。適正に管理ができるように、定期的に見回るなどして指導等をしていきたいと思っております。先ほどお話にありましたドアがないという話がありましたけれども、これについてはこの一部を一カ所について掃除用具とかを入れる場所として使っているということでございましたので、そこらへんも適正な管理がされているかどうか、状況を見極めて指導をしていきたいと思っております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

見たとき本当にもうぞっとしましたんですけど、台風で壊れたということは、台風は7月、8月ぐらいの台風だと思うし、あれからそのままずっとそうだったのかなと思うし、村長も施政方針に適正な維持管理を両立向上を図ってまいりますとうたっているし、そういう感じきれいなことをしないと、悪い情報が沖縄本島と観光客に言い伝えられたら、あまりいいことではないと僕は思ったんですけどね。だから使わすなら、使わすというより、必要だと思いますよ。戦跡碑の所のトイレは見事きれいなんですよ。掃除もされてきれいなの思ったんですけどね、何で同じぐらい近くにおいて、管轄が違うのかわからないけど、あんな汚いトイレをそのまま公園で、滑り台とか、遊具してから、あとトイレに行くときにあんな感じだったら、もう大変だなと思っていたんですけど、これは何か方法は本当はないですか。これ、きれくする方法って。

○ 座間味秀勝村長

その施設トイレについては、もう30年以上も前に造られたものということで、便器等についても和式ということで、現代にはそぐわないのかなというふうに考えております。先日も、庁議のなかでもいろいろお話をしました。今後、設備の改修、洋式化ということも含めて、対応を検討していきたいと思っております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

これを一般質問出してから1週間ぐらいなると思いますが、その後、誰か見ました？管轄の係の人、掃除とか何かしたかな、そのままですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問へお答えします。一般質問が上がった後、しっかり担当の者と現場を確認いたしました。議員おっしゃるとおり、なかなか管理ができていない状況でありまして、大変申し

訳ないというふうに思っています。ここは指定管理が管理をしておりますので、指定管理と、今後、清掃、いつまでにしっかりやるか、それから改修、改善についての計画書を、今求めているところでございます。それにそって清掃と改善ができるように行っていききたいというふうに考えております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

あそこの阿波連のヒナクシの所の公園のトイレと、ここなんかの公園のトイレの掃除とか、そういうのは一緒ですか、別ですか。

○ 座間味秀勝村長

港のトイレなどもあります。港から、今おっしゃっている森林公園、照岳に登る登り口、戦跡の近くにあるトイレ、あと渡嘉志久のビーチ近くにあるトイレ、そして阿波連の漁協違いますね、漁港は指定管理ですね、今おっしゃる舟越のトイレ、これらは一括交付金を活用した美化清掃事業の中に取り込んでいまして、毎日清掃員が清掃に回るということで対応しております。先ほどありました森林公園のトイレということについては指定管理者の指定管理の範囲ということに含めています。

○ 4番 宮平鉄哉議員

今、お話聞いたんですけど、どちらにしろ、ああいう汚い所を見せないように、もしそういうことができなかつたら、先ほどもロープ張るなり入らないようにする感じでやってください。一刻も早くしてくださいね、係の方。

次、桜の植樹について、森林公園内に植樹されている桜の苗木と、村道阿波連線の桜の苗木の数が枯れた状態でつかい棒だけが見受けられます。早い時期に桜の植え付けをして欲しい、そういうように出しているんですけど、桜の苗木を植えた後に、苗木が根付かないまま枯れてしまって、数年になるような感じがします。将来、桜の花見がまばらになり景観が悪い感じもします。早いうちに桜の苗木を植えた後々きれいな桜並木になると思いますが、早めに桜の苗木を植えることはいかがなものでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

ご指摘の件については、今ご指摘の森林公園及び村道沿いの新たな桜の植栽ということについて、現時点では計画はございません。これまで植えたものが枯れていて、支柱だけ残っているところについては、支柱の撤去をしたいと考えております。これまでに植えた桜、クビリ原とかいろいろ大谷とかありますけれども、植えたなかで、やはり土質といましようか、環境的に合わないのかなというようなところもあるかと思っておりますので、そこらへんは見極めて、植栽をするという場合には、計画をしていきたいと考えております。

○ 4番 宮平鉄哉議員

これ何か土地の酸性とかアルカリとか、そういう合わないんじゃないかと、同じ場所で、こちらは桜元気なのに、こっちは萎えてつかい棒だけあるという感じがあります。これ

はあそこばかりじゃなくて、村道阿波連線にもそういうところが見られるから、そういう園芸関係で植える人に何年間は責任を持たすような感じでやったらそういうこともないんじゃないかと、僕は個人的に思ったんですけどね。取り敢えず、今見たら阿波連線にも桜があるんだけど、枯れて間間が広いところとかあるから、この2、3年、4、5年じゃなく、将来は桜がぱーっと一面に咲くような感じで思ったら、早くこれ苗木を植えて育てるのもいいと思いましたけど、どうですか、村長。

○ 座間味秀勝村長

現時点、令和3年度の予算上もその計画はないんですけども、今後、検討していきたいと思います。

○ 4番 宮平鉄哉議員

必ずこれ実行して、きれいな桜を咲かすようにしてください。議長これで一般質問を終わります。

○ 玉城保弘議長

4番宮平鉄哉議員の一般質問を終わります。

次に、5番座間味満議員の発言を許します。

○ 5番 座間味満議員

それでは一般質問を通告書のとおり一般質問をしたいと思います。まず最初なんですけど、村道阿波連線道路改良工事についてなんですけど、現在もう橋梁も完成しているんですけど、通行できるんですか。そのへんをお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

座間味議員のご質問にお答えいたします。現在、完了している橋梁というのは、港湾へのすりつけ部分が完成をしておりますが、まだ西の橋から集落内へのすりつけなどの道路一部について、まだ未整備であるということ、そしてすりついたところについても、区画線等の整備がまだということがありまして供用はしておりません。供用開始については、これら全ての工事が完成して、安全が確保できるという状況になってからかと考えております。

○ 5番 座間味満議員

村長のただいまの答弁に関して、村長の施政方針にもありましたとおり、令和3年度予定しておりましたが、一部用地の交渉が合意に至ってなく、引き続き用地の確保に努めていくということなんですけど、地権者とだいたいどの辺と、村長、僕あえて何処とは言いませんが、村長も理解していると思うんですけど、一時、地権者と同意に達せそうな感じがあったとお聞きしたんですけど、そのへんに関してお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

合意というのは、要するに提供をしないわけではないというお話でした。その後いろいろ詳細な資料提出を求められております。補償料ということについていろいろ注文がきて

おりまして、今、担当課の方でコンサルを交えて調整をしているという最中でございます。

○ 5番 座間味満議員

ただいまの答弁で、おそらくそうじゃないかと、問題は補償の問題だと思うんですけど、今コンサルがやっているというふうな話も伺っておりますけど、村長の考えとしては、後何年で、実際もう15年ぐらいになりますか、着手から。あとはもう先ほども村長の答弁からすりつけの問題、地権者との交渉の問題、一番これが一番のメインだと思いますので、この目処として、令和3年は、おそらく難しいと思うんですよ。そのへんに関して予算は上がってはきているんですけど、このへんできなかつた場合はどのようにやるのか、そのへんの考えをお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

事業としては、令和3年度中には、この用地交渉については決着はみたいなというふうにご考えておりまして、今年度も、先ほどコンサルという話をしましたが、コンサルに任せているわけではなくて、私も、直接3回ほど出向いております。コンサルの資料の説明を受けて、いろいろ説明をしてきました。今現在もさらに詳細の説明といいたいでしょうか、資料提出を求められております。担当課の方で、その対応にあたっています。できるだけ3年度中には決着をみて、この公共投資交付金事業の範囲内で決着させたいなというふうにご考えております。

○ 5番 座間味満議員

資料の提出が求められているということですので、早めに地権者から求められた資料に地権者が満足できるようなことをしていただいて、早めに通行できるようにやってもらいたいと思いますので、そのへんの努力をコンサルと相談しながら頑張ってもらいたいと思います。

続きまして、2番、イノシシの侵入防護柵についてなんですが、防護柵があるのに必要としている人に提供できないと、現在、新規就農者がだいぶ多くなってきているのは、村長ご存じだと思うんですが、どうしても網が足りないということで半分しかできないと、それに対して、野菜とか植えた場合に、意味がないということも伺っているんですが、なかには田んぼに、この前見て来てきたんですが80枚そのまま放置されている所もあるんですよ。それにまた新しく他の場所で農業をやろうとしている所には、また網を持って行っていると、そのへんどのようにお考えですか。

○ 座間味秀勝村長

一旦、配布を受けた物を使わずに、また他の場所ということについて、私その状況を把握しておりません。このことについて担当課の方から少し答弁をさせてもらいたいと思います。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。今、議員のおっしゃっている柵については、昨年度、配布し

た物が残っている状況というのは、私も確認をしております。そういう中で今年も提供していただきたいということで本人から申し出がありましたものですから、その実態を把握しているものですから、その分を差し引いたうえで、今回の要望枚数を提供しております。それと合わせて配布した枚数に関しては、早急な設置をお願いするというので、指導もしているところでもございます。

○ 5番 座間味満議員

ただいまの答弁に関してなんですが、これは早めに撤去するように、そして欲しい方に分配をするか、そのへんの検討をお願いします。

因みになんですが、現在、協議会、防止計画協議会、会長おそらく課長がなっていると思うんですけど、これ国からの補助金は現在いくらいただいていますか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えします。ただいま明確な金額を示す資料がございませんが、年間だいたい平均すると300万前後となっているところです。今年度で申しますとワイヤーメッシュでいきますと520枚の交付金を活用して購入ができております。

○ 5番 座間味満議員

300万、私が担当の時は、国から最大200万ということで、国も考えてくれて300万まで上乘せしているということですので、村から、例えば補助金を貰っていますよね、30万ほどですか。これも加えて、聞いたら村からの一般持ち出しの財源について、現在、防護柵を買っていますよね、一般の持ち出しの、これに関しては配ることはできないということだったら買う必要ないんじゃないですか。そのへんどのように考えますか、お伺いします。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えをします。まずこのイノシシ防護柵ワイヤーメッシュに関しまして、予算立てをするときに、事前にワイヤーメッシュの公募をいたします。その中で枚数がある程度見えてくるわけですね、そういう中で購入枚数を決定して配布をしますと。沖縄県の交付金に関しては、必ず耕作地にしかできませんという基準がございますので、その公募した方々の用地ですね。そこは耕作地であれば、沖縄県から購入した分では配布をしております。そこ以外の場所に関しては、村の費用で購入したワイヤーメッシュを配布をしているところですが、私もそれがしっかり把握をしておりますが、その関係で把握ができていないのか。あるいは1人、今、該当者がいるのが募集をした方で一度配布はしたんですが、更にいただきたいという要望があると、そういうなかで、今、余っているワイヤーメッシュがあるんで、それをいただけませんかという要望がありましたと、その中で一度は配布しているものですから、3月までは、まだ新規の要望者が出る可能性がありますので、その方がいない場合はしっかり配布をしたらいいのではないかとということで、今、待っている方が1人おります。以上です。

○ 5番 座間味満議員

ただいまの課長の答弁なのですが、実際、行ったらこれは課長が現在おっしゃっている言葉と農業者が言っていることとは全然違うんですよ。貰いに行ったから、実際は半分は貰っているんですよ、でも半分は足りないと、何であそこに網あるのに何でこれは頂けないのかと聞いたところ、これ一般持ちだしで買っているからこれは配ることはできないというふうな返事だったんですよ。そうした場合にじゃあ一般持ちだしの金、役場も今現在財政的に厳しいわけですから、予算も流す必要もないと思うんですよ。本当に必要性がある人だったら何でこれを配らないんですか。そのへんもう一度検討してもらいたと思いますので、そして次年度も、今日で予算が通れば、また早めに4月1日から次年度予算執行始まるわけですので、早めに防護柵を注文して農家に十分に配れるようにしてもらいたと思いますので、そのへん努力ひとつよろしくお願いします。

続きまして、3番農業について、これからの農業についてお伺いします。村長、これからの農業について、どのようにお考えですか。

○ 座間味秀勝村長

今年度、新たに農業委員が任命をされております。そして農地利用活性化推進委員を加えて新に任命をしております。村の農業振興については農業委員を中心にして住民の意見を取りまとめながら進めていきたいというふうに考えております。

○ 5番 座間味満議員

それに付随するんですけど、2番の耕作放棄地をどのように解消するのか、これは先ほども言ったんですけど、新規就農者にどのようにやるのか、幹旋をやるのか、役場が地権者から農地を借りて幹旋をやるのか、それともただいま答弁にありましたように農業委員も定員に達しているわけですので、それを役場と農業委員タイアップをして利用権設定、契約ですよ、利用する人と借り手側と貸し手側の契約です。これもやるのか、そのへんについても、どんどん今の時代になればどんどん耕作放棄地多くなっていくか、現在は新規就農者が出てきてだいぶ田んぼとかもやっているわけなんですけど、少しは良くなってきたかなと思うんですけど、そのへん行政側としてどのようにお考えですか、お伺いします。

○ 座間味秀勝村長

利用をされていない農地については、個人間の貸し借りみたいなことで、これまでやってきているのかなというふうに考えます。基本的には農業委員会を中心とした利用集積が必要なかなと思っております。先ほど申し上げたとおりですね、あたらしい農業委員会が立ち上がっております。そして農地利用の活性化推進委員もおりますので、そういった方々に、どんどん農地を利用集積できるような働きをしていただいて、使っていない農地については活用できるように進めていきたいと考えております。

○ 5番 座間味満議員

ただいまの答弁なんですけど、これやっぱ早めに実施するか、ただ今ですね、ただ地

主から地権者から、はい、貸してくださいと、いうことになる場合、農業委員を通さず借りの場合、これ闇耕作になってしまうんですよ。だからそのへんも加味してよく考えて農業委員会とも担当だけに任すんじゃないくて、村長自ら行って話も聞きながらやってもらいたいと、会長とも十分話し合いながら解消できるようにしてもらいたいと思います。

3番なんですけど、農業施設について、これは集出荷場と農産物加工施設なんですけど、村長の施政方針にもありましたように、農産物には特産品開発に関しては農産物加工施設や集出荷場を適正に活用していただけるよう努めてまいりますということなんですけど、これに対して、去った2月何日ですか、加工施設と集出荷場、広報に載っていたとおり掃除があったんですよ。私も声かけて4名ぐらい出てもらったんですけど、そのへんただ担当だけに任すのか、少し残念だったのがですね、村長も来ない、担当課長も来ない、これに関して、ただ担当だけに任せておけばいいのか。実際、村長、課長、集出荷場にどういった機械が入っているかご存じですか、お伺いします。

○ 座間味秀勝村長

農業施設、特に集出荷施設や農産物加工施設については、これまで放置状態にあったということから一昨年、そして今年の前ほどお話がありました今年の前めに、利用者の皆さまにご協力をいただき整理、清掃を実施をしております。また昨年末には施設の管理条例を制定しており、今後、管理規則等を整備して適正利用を図っていきたいというふうに考えております。どのような機械があるかわかるかという話なんですけど、個別に機械の名称とかということにはわかるわけではないんですけど、何度か入って中は見たことがありますので、状況についてはある程度概ね理解はしていると思っております。

○ 5番 座間味満議員

ある程度どのような機械があるということ村長は認識していると思っておりますので、それに対して実際トラクターとか、十分使えるんですけど現在故障していると、米の乾燥機に関してもほとんど使えないと、3機ある中で1機しか使えないというようなことに関して、何か村長が言っている農業に対して推進していくかどうか、言っていることとやっていることが違うんじゃないかと、私は思うんですよ。じゃあ、今年、予算書を見たらトラクターの修理代、清掃したときに聞いたんですけど約30万かかると、今度、予算に上がってきていないんですよ。だからそのへんに関して村長自ら言っていることに関して姿勢を正して直すのか、直さないのか、そのまま捨てるのか、そのこれからの施政方針を聞かせてください。

○ 座間味秀勝村長

私が、全てについて把握をして、全てについて指示指導できるかといったら、それはなかなか難しい状況であります。私としては方針を決めて、やりましょう、こういう方向でやりましょうという意思決定をした後は、各課長であったり担当者であったりが執行をしていく、実施をしていくものと考えております。実際、何にいくらの修繕費がかかるから、

これどうするか、こうするかという話については、例えば担当者から担当課から上がってくればそういう話も理解はできますけれども、私が逐一現場におもむくというのは基本的に無理な話だと、私は理解をしております。ですが今こういった指摘があれば、少なくとも議会の場というよりは、通常の見聞交換の場でも、こういった話が上がってくれば、担当課を含めて交えて話しもしていけるのかなと思いますので、そういったところでもアドバイスなりいただけたらいいのかなと思います。

○ 5番 座間味満議員

村長、ただいまの答弁なんですけど、これ議会じゃなくて、普通のあれで会話すればできると、これですよ、現場にそのとき来てもらえていたら、こういう場所に出しませんよ、こういうことは。だからそのときに顔を出していれば全て解決できたわけなんですけれども、これ以上は質問しませんので、まず担当課長と担当と村長自ら行って現場を確認する必要があると思いますので、そのへんは早めの対応をよろしくお願いします。

それでは最後になりますけど、照山の景観についてなんですけど、先ほど宮平議員からも質問がありましたとおり、現在、ケラマツツジ満開なりつつあるけど、雑草が生えていてもったいない感じがすると、私もこの前村民からそういう意見を聞いて現場を確認しに行ったら、実際ツツジは満開しているんだけど、その下草がいっぱい生えていると、中にはツツジの間から木が生えていると。村長もわかると思うんですけど、以前は非常に下草も刈りられてとてもきれいでした。この前見に行ったときには、もう非常に残念で、今回はコロナで観光客も少なくなっているんですけど、観光立村として村長これからそのままやるのか、ツツジ園をそのままやっておくのか、それとも、今現在、会計年度任用職員がいらっしゃいますよね、今は賃金確保できないですから、その人たちにさせるのか、そのへんお伺いしたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

照山のツツジ園、これについては直近で言いますと昨年の12月末から1週間程度、歩道沿いの草刈り作業を行っております。議員おっしゃるように美化清掃員ですね、一括交付金を活用した清掃作業員がこれを行っております。ご質問をいただいた現状を担当課長が確認をしておりますが、基本的に遊歩道からツツジを觀賞するということについては基本的には支障がないものと、要するに遊歩道そのものは草刈りはできているのかなというふうに考えます。しかし、歩道から奥側ということについては、またおっしゃるように手入れは行き届いていないということになります。今後、計画的な管理をしていきたいというふうに考えております。

○ 5番 座間味満議員

どのような計画でやっていくのか、もしできなかつたら一緒に指定管理者制度へもっていったらどんなですか。村長これからやっていくと、これはもうツツジも終わりになりそうではありますが、実際、草刈りとか、そういうの会計年度、任用職員にさせるのか、そ

のへん最後にお伺いしたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

いま指定管理者というお話がございました。この照山の管理、例えば入園料を取ってそこに人を入れているということであれば指定管理ということにも馴染むかなと思うんですが、そこは全くそういう状況ではございませんので、指定管理でそこで何か収益を得ながら管理ができていくかというのは、ちょっと難しいかなと、やはりそこは行政がこれまでどおり維持管理をしていく方向になるのかなというふうに考えております。一括交付金について、今、活用をしてやっております。実際には労働力不足という点も歪めないとかかなりのハードな作業になりますので、それを担う若い人たちがいるかということ、現状はそうではないということもあります。そういった部分について労働力が大きな力を要する部分については、例えば委託業務に回すとかという方法で考えていきたいなと考えております。

○ 5番 座間味満議員

労働力が足りないということ、そのへんは充分採用してもなかなかこないというところも私も把握はしていますけど、できるだけ早めに、せっかく造ったあれだけ素晴らしい施設ですので、村長もご存じですよ、担当やっていましたから、そのへんも早めに加味して実行して、言うのは簡単です。実行してきれいにするように努めていただきたいと思いますの、ひとつよろしくお願いします。これで私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで5番座間味満議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に、6番當山清彦議員の発言を許します。

○ 6番 當山清彦議員

通告書に従いまして一般質問を行います。まず保育所運営についてお伺いします。昨年の12月定例会で質問させていただきました。保護者による保育士に対する嫌がらせ行為についてですが、その後12月定例会以降、保育士に対して、心のケア等、執行部、当局の皆さんがどのような対応を取ったのか伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

お答えをいたします。これについては令和2年度から職員を対象に心の健康づくり、心身共に健やかに日々の業務に取り組んでいただくために、回覧などで周知をしたうえでカウンセラーによるメンタルヘルス相談を定期に実施をしているということでありまして。保育所についても、昨年7月に相談を受けておりますが、12月定例会以降については再度の相談希望はなかったことから、特段のケアということについては行ってはいないということでございます。

○ 6番 當山清彦議員

12月でも指摘しましたが、本人からは何度も執行部に対して相談はしたというふうな話でございます。その中で保育士の心のケアが重要であると、この場で指摘してまいりました。当局から声をかけようというようなことはなかったんですか、伺います。

○ 座間味秀勝村長

2度ほど確か私も直接お会いをして話をしております。そのときの話の経過からすると、特にメンタル的なケアについてという要望はございませんでした。その後もそういった要望は受けていないというところから、こちらから積極的に声を掛けをするということはおしておりませんでした。

○ 6番 當山清彦議員

このようなケースで本人からの要望がなかったから、何もしなかったという答弁でよろしいですか。

○ 座間味秀勝村長

結果そういうことになると思います。

○ 6番 當山清彦議員

そういうところで本人が12月28日に民生課長、総務課長に退職の意向を伝えていると伺っております。そのときの内容について、民生課長、総務課長、この退職についてどのようなお考えを持ったか伺えたらと思います。通告していないので答弁できる範囲でお願いします。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 金城満総務課長

議員が今おっしゃっている保育士から12月28日という、今お話がありましたけれども私が今12月28日というのがちょっと、今、定かでないというのが、私の今考えているところなんです、但し、年明けに民生課長を通じて、ご本人から退職したいということで面談を行ったという事実はございます。ですので、はっきりと退職という意思表示が、私の方にあつたかというのは、12月末だったかというのは、大変申し訳ないんですが、ちょっと今ははっきりとこの場でお答えできる状況ではないです。ただし本人がそういうお考えで退職の意向を示されたということは、大変重大な人事に関する事だと認識というのは当然持っているというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

そこで伺いたいんですが、すみません3番飛ばして一度4番にいきます。ここで私も今回の質問取り上げるあたって、様々な方から情報を提供いただきまして、この安全配慮義務というものが発生するということでございます。ここが労働法に関わる部分で、公務

員は適応されないというような見解も示されておりますが、過去の判例をみますと公務員にも適応されるという部分もわかっております。この安全配慮義務というものが、民法第1条の第2項、そして労働契約法の第5条、そして労働安全衛生法第3条第1項が根拠となっているわけでございますけれども、こちらでいうところであれば、こちら違反したからといって罰則があるものではございませんが、今後、当局の安全配慮義務違反によって損害賠償が生じる可能性があります。そこについて4番ですね、当局の見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

この本件についてということによろしいでしょうか。それとも一般的なことということで今お答えした方がよろしいのでしょうか。まず本件についてということであれば、これまでもご説明申し上げておりますとおり、保育士との接触を避けるため当該当事者に対して、私からも直接お会いをして話もして通告書も渡しているということで、保育所そのものへの立入の制限については対応を行ってきたと思っております。それが最大限そのときにできた安全配慮であったと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

前回の質問の中で当局は、顧問弁護士と県とも相談して進めてきたと伺っておりますが、実際やらなければいけなかったのは、やっぱり威力業務妨害を、被害届を出すべきではなかったのかなと、私は思っております。また当該保育士もそのような思いでございますが、その件についてお答えいただきたいと思っております。

○ 座間味秀勝村長

ご指摘の威力業務妨害ということについては、そこまで私の方ではちょっと考えが至らなかったというのが現状でございます。

○ 6番 當山清彦議員

この件が発生したのが2月だったと思っております。本人が体調をくずしたのが5月です。5月に相談を受けて、今日に至るまで実際、通告書と文書での本人に対してご指摘はあったと思いますけれども、警察も実際出動している、そして被害を受けた保育士は言い方失礼ですけど、当事者との接触の時の動画も撮影して警察にも相談行っている、弁護士にも相談行っているんですね、その中で一番今回問題だったと思っているのが、顧問弁護士の対応についてだと思っているんですが、今回の顧問弁護士は、これで3番にいきますが、顧問弁護士からどのような指導を受けて、どのような対応をとったのか伺います。

○ 座間味秀勝村長

まず顧問弁護士の関係ということについて少しご説明申し上げたいと思っております。本村と顧問弁護士は法律顧問契約に基づき、渡嘉敷村顧問弁護士相談規程というのがございます。これは本村でございます。これにより行政執行において生じる法律的問題にかかる相談案件の対応をしていただいているということです。本件についても保育士と当該保護者とのトラブルに伴う、つきまとい行為などで保育所の運営に支障をきたす自体となったことか

ら、村の対応についての相談を行った結果に基づき、当該保護者へ渡嘉敷保育所への立入制限について通告をしているという経緯でございます。その後において立入制限区域内の範囲についても相談結果に基づき、当該保護者に再通告を行っているということでございます。このように案件ごとに法律的な見解をいただいております、顧問弁護士としての対応については、何の問題もないというふうにこちらでは考えております。

○ 6番 當山清彦議員

この問題、結局当事者の問題から保育所運営に支障をきたしているというところで、顧問弁護士の対応も私は問題があったとっております。またこのような内容に対して保育士の心身の健康をきたさないよう注意する等の安全配慮義務違反が、私はあったとっておりますが、その点についてお答えいただきたいと思っております。

○ 座間味秀勝村長

繰り返しの答弁になりますけれども、村としては、先ほどもありました顧問弁護士、そして沖縄県の方にもこういった事例について、指導を仰ぎ、それらを参考にして、当該保育所への立入制限等について通告をするなど直接的に私の方でも面会をして伝えたりしたということもやってきておりましたので、一定の安全配慮はしてきたというふうに考えております。

○ 6番 當山清彦議員

本人も私も今の答弁には納得はできないわけでございます。体調をくずして、下手したら鬱病に至る、また自殺等も考えられたこのような案件で、今回当局が取った対応は間違っていたと、そして心のケア、その後の事後のカウンセリング等も当局からは何もなかったということで大変残念に思っております。そこで5番伺います。再発防止策について伺います。

○ 座間味秀勝村長

これについても繰り返し答弁となりますけれども、12月の議会でも答弁しておりますが、保育所では年に2回、不審者避難訓練を実施しております。その際に作成してあるフローチャートに基づいて行動を行い、それを対応マニュアルとして再発防止として努めてまいりたいと考えております。

内容等については、その都度、反省会議を行い、改善すべきは改善するよう対応しております。また、議員おっしゃる心身的なケア等に関しては、今後産業カウンセラーを積極的に活用するなど、相談がしやすい職場の環境づくりに努めていきたいと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

今の答弁の内容だともう6番はほぼほぼ期待できないと思っておりますけど、個人が負担した弁護士への相談費用、渡航費、また今回、本人が選択したわけでございますけれども、もうここでは働けないと夢を持って、この島で保育に望んできた保育士が今回のよう

な問題で退職を選択し、引っ越しし出ていくことになっております。そういった費用負担すべきではないのかなと思っております。見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

12月の定例議会で、議員から、この質問を受けた後、私としても非常に重大なことだと受け止めておりました。直接本人に会ってということも考えておりましたが、そうこうしているうちに本人から退職意向ということがありまして、その後何もこちらからのアプローチもせずにいるということでございますけれども、心情的には汲み取ってあげたいというような思いもなきにしもあらずであります。私は行政を預かる立場としては、本件については、費用弁償等そういった規定に当てはまらないと考えております。なぜこれらの費用について村が負担をするということについては、できないものと考えております。

仮にですけれども、安全配慮がなかったということが、例えば、裁判など、あるいは事実に基づいてそういった結果があるといった場合には、かかった費用などを慰謝料として支払うというような例はあるかとは思いますが、本件に関しては先ほど申し上げましたとおり、村としては安全配慮には一定の努めを果たしたと考えておりますので、今回について負担するということとはできないと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

昨年の質問の中で本人が弁護士に接触する等を上司に相談をしなかったとか、そういったご答弁があったかと思いますが、本人はもうこれだけの資料を用意して皆さんとの対応も書いてあります。私も全て目を通して、これ以外の資料もあります。そんな中で、先ほども申し上げましたが、一人の保育士が道半ばに、この島を離れることになったのは大変残念に思っております。以後、このようなことがないように、また職員に対しての心のケア、今後出てくる問題だと思っております。先ほど慰謝料の話もありましたが、まだ本人在職中でございます。何かしらのお話があってもいいと思っております。よろしくお願いたします。

(「休憩お願いします」の声あり)

○ 玉城保弘議長

午後1時30分より再開することとし、暫時休憩といたします。

再開します。

○ 6番 當山清彦議員

午前中に引き続き一般質問を行います。2番の給与の調整手当についてお伺いいたします。医療従事者資格者への給与の調整手当の根拠についてお伺いしたいと思います。お願いたします。

○ 金城満総務課長

医療職給料表の適用を受ける保健師及び看護師については、時間外勤務手当など手当てとは異なる給料の一部として調整額が定められております。調整額の根拠については、職

員の給与に関する条例第6条の規定に基づき、給料の調整額に関する規則で定められた調整数により算出され、得られた額を給料の一部として支給しております。

○ 6番 當山清彦議員

毎月の例月出納検査の方で給与の調整額というのを見ているんですが、現在、保健師だけでしょうか、伺います。

○ 金城満総務課長

現在、医療職給料表を適用受けている職員は、保健師2名と地域包括支援センターの看護師1名、計3名となっております。

○ 6番 當山清彦議員

この根拠について係から、給料の調整額に関する規則、資料ではいただいているんですが、これがなぜ医療職だけ、この調整額が発生するのかというものを伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

調整額そのものがなぜ医療職だけかということについてはですね、本村の場合は医療職のみがこれに該当する職種であるというふうにこれまできているからだと思います。他のところを見ると、別の仕事において、分野においても調整額を加されているようなところもございます。

○ 6番 當山清彦議員

私も調査の上で各自治体ごとでこれは異なるということで、本村において医療職だけが調整額を発生、なぜ医療職だけなのかというのを伺えたらと思います。

○ 座間味秀勝村長

確かに医療職というのは医療職給料表というのが一般の事務職、行政職とは別にございます。これに更に調整額を加算しているということになります。これについてはいつ、どのようにして、何を根拠に、これが始まったのかというのは明確には迎れていないのが現状でございます。

○ 6番 當山清彦議員

行政を運営するにあたって様々な仕事内容があるわけで、そこで資格を有していないと運営できない箇所があると思っております。保育士、クリーンセンターもそうですし、調理師は県費ですよね、資格を有していないと今の行政の仕事ができない方というのは職種で何種類ぐらいあるんですか、伺います。

○ 金城満総務課長

資格を有している職員、職種というご質問ですけれども、今、資格を有するについては先ほどいった保健師、看護師、地域包括支援センター看護師、それから保育所の保育士、そしてこれは本務職員以外の会計年度任用職員、今現在の臨時的任用職員という取り扱いしていますけれども、学校給食共同調理場の調理員、それから観光産業課の水道技術管理職員、それからクリーンセンターの危機管理と申しますか、炉で火を燃やしますので、そ

ういった職員、資格を有して運営する必要があるということでもあります。

その他については、もちろん船舶課は当然ながら船の運航には航海士、あるいは機関士の資格を有する必要がございます。以上になるかと思えますけど、漏れておりましたら後でまた議員の方に報告をしたいと思えます。

○ 6番 當山清彦議員

今回の質問の趣旨といいますか、私が見ている限りは、さっきおっしゃった方々ですね、保健師と包括センターの看護師ということで、今、総務課長がおっしゃっていただいたように様々な職種で資格が必要だということで、その根拠も分からないということで、やはり平等さが必要だと思っておりますが、その点についてお伺いします。他の資格に対しても調整額等が発生してもよろしいんじゃないでしょうか。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 神里敏明副村長

ただいまの當山議員の質問なんですけれども、この調整額については規則で該当する職種が定められています。その上の条例第6条において、条項を読みますけれども、調整額を対象とする職種において、複雑、困難若しくは責任度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境の、他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比較して著しく特殊な職にあるということで、その特殊性に基づき調整額を支給しているということで、おそらく医療職がそれに該当するということが当初定められたのではないかというふうに思っております。

○ 6番 當山清彦議員

副村長から新たな根拠が示されましたけれども、特殊性という部分でいえば保育士であったり、クリーンセンターの職員さん、一般質問の中でこれまでも職員の処遇改善に対して訴えてきたつもりでございます。ので特殊性という部分でいえば適用するような資格者、職種があるように思いますが、見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

他の県での例ですが、この調整額を廃止した県もあるということでもあります。先程来この話の中に特殊性とか勤務が著しくという部分について、実際そうなのかということをしっかり検証していく必要があるのかなというふうに考えております。資格が必要なものについてということもありますけれども、これについても資格については例えば資格手当みたいなことで例えば対応しているようなところもあるような状況もありますので、どういったかたちが職員に対して最も適切な処遇のあり方かというのは少し検討していく余地があるかなと思っております。

○ 6番 當山清彦議員

村長から前向きなご答弁をいただきましたので、検討をしていただいて、また廃止とい

う話もありました。一番大事なものは平等性だと思っておりますので、そのへんも含めてご検討いただきたいと思います。

次の質問に移ります。出産助成金制度についてお伺いいたします。こちらは1期目から取り組んできたものでありますが、当初の助成額が5万円でした。それから10万円まで引き上げていただきました。この件に関しては心から感謝を申し上げたいと思いますが、それでもやはり足りない。以前もお話をさせていただいたように生活環境が様々であるということで、もっと一律ではなく、妊婦さんの実情を調査していただいて実情に合った支援が必要であると考えております。当局の見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

渡嘉敷村出産助成金交付要綱第2条で、渡嘉敷村以外の医療機関で出産する妊婦で原則として妊娠36週までに島外へ出るもの、というような規定でこれまで助成を行っております。先ほど議員からもございました支援については平成26年にこの要綱を定めて以来、平成29年、30年と助成金は増額しております。現在10万円ということになっております。昨今の事情を鑑み、また4月以降についてはこれを拡充していく必要があるのではないかと、いうふうな内部での議論もありますので、現状を調査して今後の協議を諮っていきたいと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

前向きなご答弁ありがとうございます。調査の上ですね、子育てのしやすい村づくりというものを推進していただけたらと思っております。

次に質問に移ります。不妊治療支援についてお伺いいたします。こちらもこれまで取り上げてまいりました。今回、菅政権の目玉政策の一つでもございます。現行の国、県、村の支援策ではまだまだ十分な支援策とはいえません。本年1月に支援策第3次補正予算において拡充されました。ここで15万円のものが30万円、また所得制限が撤廃など、あと申し訳ありません、次年度に保険適用とありますが、正確には22年適用ということで訂正させて質問したいと思います。まず1番から伺います。対象年齢を引き上げてほしいという要望がございました。現在が43歳までだと思っております。そこで括弧書きに書いてありますが、高齢出産への後押しというものがやはり懸念されるわけですが、ただどうしてもお子さんを求められるご夫婦が多いのが実情でございます。対象者とのしっかりとした協議の上ですね、対象年齢の引き上げ等を検討していただけないでしょうか、伺います。

○ 座間味秀勝村長

議員のご質問にお答えいたします。まず、対象年齢については現在、県の要綱に基づいて実施しているということでもあります。厚生労働省が特定治療支援事業Q&A、平成26年度に示しておりますが、妊産婦死亡率は30代半ばで出産10万件当たり6件、37歳以降は10件を超え、42歳で27件、10万件当たりですね。43歳で38件と大幅に増加をすると。

また、特定不妊治療を行った場合の生産分娩率は、実際に出産に致るまでということになるかと思えます。年齢と共に低下、流産率は年齢と共に上昇。その割合は40歳で30%、43歳以上では50%を超えて、分娩に至る割合が50回に1回という分析結果が出ているという、これらのことを踏まえて国では定めをしております。国や県が定める43歳未満というのは妥当ではないかというふうに村としても考えているところであります。

○ 6番 當山清彦議員

数字で示していただいております。そのへんの実情も踏まえて、村内には43歳を超えてもお子さんを求められるご夫婦がいらっしゃるということで、しっかりと夫婦と協議と申しますか、しっかりと約束書きでもいいのかもしれない。今回、様々な夫婦と面談をさせていただきまして、実際かかるお金というのが相当な金額でございます。採卵を1回するのだけでも126万円以上かかるということでございます。また、現行15万円から30万円まで引き上げられても、移植に対しても7万5千円と。そして失敗した場合はこの補助が下りないというような実情の中、国、県が30万円、そして村が15万円ということでなかなか金額も厳しいと。そして年齢も厳しいということで今回の質問を取り上げているわけですが、この高齢出産の方々と当局、民生課になると思いますが、そこをしっかりと協議の上で支援というものができないかというような趣旨の質問でございます。見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

先ほどの出産助成金と同様、調査をして、要するに実情を把握した上でどこまでやった方がいいのか、村としてどこまでやるべきかということについては調査を実施した上で検討していきたいと考えております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。もう1件、通告書にはないんですが、今回、不妊治療の支援制度を調べるにあたりまして、離島町村が多いのが県の補助制度を利用しながら渡航費の助成をしているところがほとんどでございます。また本村にいたっては15万円、たいへんありがたい制度とは思いますが、宿泊費というものも実情を踏まえてということで今回お願いしてありますので、そこもしっかりと検討した上で制度化して、また拡充をお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

次の質問に移ります。野良猫の保護について。令和2年子ども議会での質問にございました、村民と猫たちが共にいい環境の中で暮らせる環境が必要だと考えていますが、村としてどのように考えていますかの質問に、公益財団法人どうぶつ基金が実施するTNR事業、さくらねこ無料不妊手術事業に向けて取り組んでいるとの答弁がございました。子ども議会から現在までの進捗状況を伺います。

○ 座間味秀勝村長

質問にお答えいたします。この件は子ども議会での外山議員からの質問に対する答弁

でしたが、現在取り組んでいる内容としては、渡嘉敷村さくらねこ無料不妊手術事業利用
取り扱い要領、これの素案を作成し、4月から実施を予定しております。今後は活動内容
を広報誌やポスター掲示、ホームページへの掲載等を行い、村民へ広く周知し、ボランテ
ィアを募集していく計画となっております。

○ 6番 當山清彦議員

ありがとうございます。今回、那覇市が動物愛護条例というものを2月議会で提案され
ております。那覇市の場合は中核市ということで義務づけられておりますが、その質疑の
中で、南風原町が先進的にこのTNR事業をされているということでございましたので、
そのへんも南風原町とお話を伺いながらしっかりと進めていただけたらと思ってお
ります。以上で私の質問は終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで6番當山清彦議員の一般質問を終わります。

次に、1番與那嶺雅晴議員の発言を許します。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

通告書に基づいて4件質問したいと思えます。まず、環境整備についてでございます。
これは12月にも質問して、できるだけ正月に間に合うようにとお願いしておりましたけれ
ど、それから全然進行状況もないままであります。噂によると、既に発注してあるとい
うことを聞きましたけれど、そういうふうにはできるわけですからね、そして私に2回も同
じような質問をさせないように心がけてもらいたいなど。

1点だけ聞きますと、もし私がこの質問をしなかったら、そのままするつもりでしたか。

○ 座間味秀勝村長

議員が12月にご質問いただいた件、これについては空き地の管理について、当時ですね、
調査結果に基づいて28件通知をしております、そのうち9件の方は対応していただいで
いると。いまご質問の291番地については、連絡は当時通知はしておりますけれども、今現
状はまだということです。これについては電話で確認をしましたところ、当時、昨年です
ね役場に照会された業者に連絡をしたが、繋がらなかったということだったと。他の業者
を紹介してほしいという話がありまして、別の業者を紹介しているという現状でございま
す。村としては早急に対応してほしい旨を伝え、本人もその意志はあるとの確認を得てお
りますという状況であります。今後も随時状況確認をし、適正な管理の指導を行ってい
きたいと考えております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

お年寄りの要望ですので、できたらスピーディに進めていきたいなど願います。

次、阿波連線についてでございます。これは私は何度か一般質問してきました。午前中
も座間味議員からも質問ありましたけれども、私も二度ほど地主と首里の方まで足を運ん
で交渉といいますかね、どのような考えをしているかということをお聞きした経緯もあり

ます。私も一度村長室に伺って、一体全体どうなっているかと聞いたら、村長の答えでは、スムーズにできているよと。あとはそこのおばあちゃんの十三年忌を終わらせたら取り壊せる状態ですよということで、私も安堵させてもらいました。スムーズにいったんだなということでしたけれど。

聞くとところによると、私、凶星言いますけれど、交渉人が上から目線で話にならんと、ただ圧力を与えて帰って行ったということですよ。午前中も村長がおっしゃいましたけれど、言葉に謙虚さが無いというのが表に出たのかなという感じもしました。それが実際本人の意見らしいです。今コンサルタントに頼むという話もありましたけど、私はよけい話がこじれるんじゃないかなと思います。これは何度も行って、直に何度も行って、頭を下げて相談する以外なくして、コンサルタントにいくとよけい話がこじれて、私はにっちもさっちもいかない状態になるんじゃないかなと思います。

何年前かにアスファルトに電話番号が書いてありましたよね。その時も私、あれは何の意味かと尋ねていったら、議会に対するメッセージだということで、私も実際本人のところへ行ったら、逆にお前何しに来たかと言われて、村長が来ないのにお前が来て何の役に立つかということでしたけれど。相手もよく話すると二転三転変わったりするんですよ正直って。どこが本音かなかなか掴みにくい部分があります。だから隣の方のAさんもサワフジも移動して態勢整えていますよね。あとは工事関係者がスムーズに安全に道をつくるのみだなと思っていますけれどね。

村長、さっき午前中もコンサルタントに任せていると言ったけど、私はこれは話がよけいこじれると思いますけど、どういうふうに考えていますか。

○ 座間味秀勝村長

まずですね、午前中の座間味満議員のご質問の中でもお答えしましたけれども、私は就任して間もない頃に、最初にまずお伺いをしてお話をしております。その後、2回足を運んでおります。一番最近は今に入ってからでございます。上から目線というふうなことを言われたというんですが、私は決してそんなことはしていないつもりでございます。こちらが補償できる範囲について資料をおもちまして、こういう状況ですということをお伝えしてお願いしてきました。

その中でですね、これでは建て替えできないよと、ミーヤー チクラランシガというよな、そういったお考えがありまして、この補償額ではとても納得できないというのが相手の言い分でございます。補償というものについては、やり方が決まっております。他の方々も平等に同じように取り扱わなければならないということがございますので、これについて、じゃあごねた方は得するのかということではないと思います。しっかり私は、3回訪ねた中でも、ちゃんと頭を下げてお願いをしてまいりました。相手が納得いかないという部分について、今コンサルに任せているというふうに私は答弁はしておりません。コンサルを交えて担当課の方で対応をしておりますということです。なぜコンサルを交え

てというかという、法的にどこまでやっていいものなのかどうかということ、そこらへんの判断を仰ぐためにそういう答弁をしております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今、村長は丁寧に説明しましたがね、そこらへんがあまり地主には伝わっていないような感じがしますね、聞いた以上は。金額も1千万円ぐらい足りないということで、それも納得しない理由の一つかもしれないけど、まだまだ協議する余地があると思います。コンサルタントは確かに技術的な面とか、そういうのにも必要だと思いますけど、必ず村長もその都度立ち会いして、スムーズに折り合いがつくように努力して下さい。

次にいきます。渡嘉敷港についてでございます。私も以前からフェリーの欠航が多いということで何度も一般質問もし、また要請にも前村長と一緒にいった経緯があります。公民館で説明会が2度ほどありまして、ちょっとびっくりしたのは、村側から要望したのはグスクに向かって棧橋を出してくれということでしたけど、県の案としては5つほどの案が上がってきまして、最終的な案としては南側の方から80mほど防波堤を出すということでした。公民館の方で前村長もいらっしゃって、ちょっと違うんじゃないかと。村としてはグスクに向かっての要請をしたのに、なんでこうなっているかという質問等もありまして、先輩達もちょっと納得いかない様子だったんです。

私はね、こうなったら間口がかなり狭くなるんじゃないかと思って、橋の上からタジャー橋の上から見たんですよ、実際波が、県が調査したとおりののかなと思ってね。確かに波は産業バースに当たって、跳ね返って、そこにいく様子ではあったんだけど、果たして船が欠航しないまでに効果があるのかなというふうに感じております。

県もフェリー高速船の船長とヒヤリングした結果、対策案を生じてそこに設置するということになったとなっております。それは対策案といってもただブイをうけて旗を揚げて、フェリーが入港するとき何とも痛くも痒くないですよブイぐらいだったら。だけどコンクリートの塊が80m伸びてくると私は躊躇すると思いますよ。逆に北風があったら、この防波堤があるために入港できないという可能性もあるんじゃないかなというふうに考えております。

我々は目測でしか、こうした方がいいんじゃないかというふうに言っていますが、県としては調査もしているからということですがけれども、まだ未だに私は納得がいなくて、もうそれするぐらいだったら、そのままの方がいいんじゃないかなと。今よく見ていたら、フェリーも以前はよく沖止まりというのをして繰上出港しなかったけど、今は沖止まりというのがほとんどない。すぐ繰上出港だというふうにやっていますけれど、1年間で港の条件で欠航する回数は何度ぐらいあるのかと思いながら、これはかなり慎重に検討してつくらないと、つくってから、はい、これは効果がないから壊しますよというわけにはいきませんからね、そこらへん村長はどう思っていますか。

○ 座間味秀勝村長

これについては、一昨年の暮れに、去年は新型コロナの影響で村民への説明会が1回しかできなかつたんですが、この1回もほとんど船を持ってる方々の参加が少なかったというような状況もあったので、私はどうしてももう一回やってくれということをお願いをして、それが昨年末に開催されたものであります。

この検討結果、いくつか案を示されて、このなかで検討結果というのは計算結果ですよ、要するに一定の計算でもってやった結果、これが一番静穏度を向上させるには費用対効果ということも考えて、これが一番妥当だというふうに県は判断をしたということです。

その説明を私、県庁で受けた時に、これは他の船にとっては、ものすごい障害物にもなるし、港に入ってきて、要するにほぼエンジン停止ですよ、あの位置までくると、フェリーの場合は、ぐらいのところで、その障害物があるというのはおっしゃるようにブイがそこにあるというのとは話が違うよと。ましてや出入りする他の小型の船舶から向こうが見えないというような状況にもなると。これはよほど慎重に考えなければいけないことですというふうに伝えていきます。

この間の説明会を開催していただいたのは、そこらへんを地元の方々住民の皆さんがどう判断し、どう考えるのかということであると思います。年間何回やるかという効果のためにそこにつくることで、じゃあデメリットはないだろうか、そこを天秤にかけないといけないと思います。そここのところをこの間の説明会を受けての住民の考え方というのをまとめていく必要があると思っています。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

村長も慎重にという考えのようですので、これ5年もかかってつくるかもしれないけれど、私も反対というよりは慎重にという方向で検討していただきたいと思います。なにも渡嘉敷港に入るのはフェリーけらまだけじゃなくして、代船の粟国のフェリーとかも入港するわけですから、非常に私は違和感を感じるんじゃないかなと。まして高さも一文字よりも高いという話を聞いていますので、景観の面からしても、そんなに効果が期待できないものだと思っていますので、急速に進めることなくして慎重の上にさらに慎重を重ねて判断してもらいたいなと思っています。

次にいきます。新型コロナウイルスの感染対策についてでございます。今、私はこの情報に関してはほとんどテレビでしか情報は得られてないと。1000名以下の村は高齢者も一般の方も一斉に行くと。高齢者においては6月の中旬まで、4月12日から高齢者を接種1回を終わるということになっています。となると我が村は一般の方に値するのか、それとも高齢者扱いになるのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

一般か高齢者対象化というお話かと思えます。本議会の冒頭でもお話を少ししましたけれども、国が1000人未満の小規模市町村においては、小規模な村ですね、においては一般も対象に同時に接種ということで進めるという方向であります。そして、先ほどお昼のニ

ニュースを見ていましたら、沖縄県が出した情報によると、4月26日までには全市町村に少なくとも1箱は送付できる見込みというふうになっていると聞いております。現状は以上の状況でございます。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

今、村長がおっしゃったように、1箱何個入っているか分からないけれど、1ビン約5人分ですね。単純計算でも渡嘉敷には120本ぐらい必要かなと私は思っています。16歳以下は接種しないということになっていますので、まずそこらへんをキープできるのかどうか伺います。

○ 座間味秀勝村長

先ほど1箱と申しましたけれども、この1箱に195本入っているということになっているようです。これが掛ける1ビンから5とか6とかいう話ですので、また今、お昼のニュースで厚労省の話ですと、7取れる注射針もあるという話も出てきておりますので、まだまだ流動的かと思っております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

これに関しては安心してはいます。問題は接種に関してですね、この前のインフルエンザでよく参考になったと思いますが、医師が1人で、あの時は高齢者と学生と分けてやりましたので、私が見ている限りスムーズにいったのかなと思いますけれど、コロナの場合は接種してから30分そこで待機しますよね、後遺症がないかどうか。果たして公民館だけでそういったものができるのかどうか、それをまずお聞きしたいと思っております。

○ 座間味秀勝村長

まず、希望者がどれくらいになるかという数字、実態もこれから把握していくということになります。それに応じてどのようなやり方がいいのかということを具体的に検討することになるかと思っております。先ほどありましたけれども、医師の確保ということについては、基本的には、少なくとも小規模離島村においては沖縄県の方から派遣をしていただくという方向で要請をしております。地元の医師があたるのではなくて、沖縄県から接種のために医師を派遣していただくというようなことを要望している状況でございます。

予定はあくまで公民館の方でということで計画を立てていくということになっております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

4月に接種ができるというのにまだ村民からアンケートも取っていないという状況ですね、誰が受けるか、受けないか。今、後遺症が3名ぐらいかな出ているとマスコミで。あまりにも村民が全然情報も分からないわけ。那覇に行って受けるのかなという人もいればね。これ一斉に来られると困るわけですね。公民館に一斉に来られると。だからこれを例えば阿波連地区、西地区、東地区で分けてやるのかどうか、全く今のところ接種の計画としてはなんのヒヤリングもしていないし、なにもないわけですか。

○ 新垣聡民生課長

計画についてお答えしたいと思います。まず、クーポン券、接種券ですね、接種券を今回の補正予算で計上しております、3月中に印刷が上がってくる予定になっております。それが上がってきて、予診票といっしょに封筒に入れて対象者に郵送する予定になっていきます。その中に希望する方は予約をして下さいというのをに入れて、また高齢者の方には直接聞き取りをして希望者を確認した上で何回やるかということを決めていこうかと思っています。ただ、時期に関しては南部医療センターの医師が派遣されてくる予定になっていきますので、こちらでいついつお願いしますというのが今できない状況なんです。こちらで何名希望者がいますということを報告をして、南部医療センターはいついつに医師を派遣するということになっていくかと思っております。

○ 1番 與那嶺雅晴議員

課長の説明では、日にちは定かじゃないけど、計画としては立派に組んでであると、接種のね。なんの混乱もないように段取り等はできているわけですよね。これできたら早めに村民にも通知して、こういう計画をしていますとやれば、正直いって村民は不安がっていますよ。病院にも行かないといけないのにいつやるのかなとか、テレビで言うとおりのかなとかね。特に一人住まいのお年寄りも多いわけですから、気配り目配りして全員が接種できるようにしていただきたいと思います。皆さんはインターネットで何でもサーラナイかもしれないけれどね、お年寄りはやっぱりそういうのには躊躇しがちだから、思いやりある配慮をお願いして、これで私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございます。

○ 玉城保弘議長

これで1番與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

次に、2番国吉栄治議員の発言を許します。

○ 2番 国吉栄治議員

それでは、一般質問通告書に沿って質問させていただきます。まず、コロナ対策についてということで、今回3次補正ついてはありますが、4月から予定している村としての支援策をまずお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

国吉議員のご質問にお答えいたします。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次交付限度額、これが2千835万9千円となっております。これについて一部160万円については既に補正予算により予算を確定しております。残りの2千675万9千円、これについては令和3年度の事業に充当し執行する予定となっております。事業内容については現在検討中でございます。

○ 2番 国吉栄治議員

検討中ということは、まだ全然決まっていないというかたちですか。

○ 座間味秀勝村長

案は出ております。何も決まっていなわけではございません。

○ 2番 国吉栄治議員

その案をお伺いしても大丈夫ですか。

○ 金城満総務課長

地方創生臨時交付金を活用して、先ほど村長がおっしゃったとおり令和2年度中に1件既に予算計上して今執行予定としております。残りの分については令和3年度に4月1日以降の、補正予算を組んで予算が確定してから執行ということの予定になっております。その中で議員が案についてというお話をしておりますけれども、この交付金活用にあたりましては庁内でどのような感染防止対策、それから経済対策に資する事業としてどのようなものがあるかというのはいくつかは検討されております。但し、これは確定しているものではございませんので、いま案の段階ですので、数を申し上げますと約7つから8つの事業を会議の中では各課から素案というかたちで出ております。但し、事業について確定しておりませんので、細かい明細については差し控えいたしますけれども、これを期間がございまして、4月入って補正予算計上する、そして議会に議案として補正予算を上程する前には決定するという段取りで進めているところでございます。

○ 2番 国吉栄治議員

案はあるということで7、8件ですか。こちらの方は今回も予算案が出来上がっていく中で、昨年も非常に予算の補正が非常に多かったと思うんですね。執行率のところを僕は何回か聞いていますけれど、そういったところでぜひコロナ対策で経済的にもすごい困っている方たくさんいらっしゃると思いますので、その点を考えてちゃんと対応していただきたいと思います。

あとですね、僕的に案としてこちらの方を記載させていただいたんですけど、コロナ対策として感染予防として船のチケットのオンライン決済システムとかですね、あと既に出ていたと思うんですけど、テレビ会議用環境整備、ワークプレイス環境整備とか、インターネットの環境整備というのが予算でついていたと思うんですけど、そういった中に阿波連生活館の場所が入っていなかったの、そちらの方もぜひ検討していただきたいと思っているんですがどうでしょう。

○ 座間味秀勝村長

おっしゃるとおりですね、今ご提案をいただいている阿波連生活館、Wi-Fi環境の整備については実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

感染対策としてのチケットのオンラインシステム決済とかはどうですか。

○ 我喜屋元作船舶課長

国吉議員のご質問にお答えいたします。以前からそのご質問を伺っておりますが、シス

テム業者にオンライン決済、予約決済システムですね、の件でいろいろ相談して、今見積もりを出してもらおうようにしているんですが、まだその見積書が上がってきておりませんので、上がってきてから、これから検討するということになります。

○ 2番 国吉栄治議員

前向きな答弁ありがとうございます。何度も上げているんですけど、やはりお客さんの中では紙幣とかお金のやり取りをする際に感染が怖いという声も聞こえていますので、見積もり等出てきたらぜひ検討していただけたらと思います。

続きまして、阿波連漁港についてということで、前回まで上がっていた阿波連漁港保全工事の進捗をまず伺います。

○ 座間味秀勝村長

ご質問にお答えいたします。令和2年度阿波連漁港機能保全工事、これは工期内に工事が完了しております。昨日、3月8日に完了検査が実施されております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 2番 国吉栄治議員

ありがとうございます。そしたら、前回の方で令和元年度ということで保全倉庫横の空き地の方が、こちら令和元年度は予算計上されていたんですが執行できなかったということで、元々どういう計画になって、考えられて計画されたということですけど、元々どういう計画で、今後どのように考えているかということをお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

ご質問の場所は、昨年度、係船環設置を見込み予算計上しておりましたが、これについてはですね、そこに係船環設置をする整備の必要性や根拠、これを明確に示せなかったことで、またこの場所ですね、整備地というのは漁港の使用目的としては養殖用作業施設地という名目となっているということから、この係船環設置については整備を見送っているという状況です。

○ 2番 国吉栄治議員

漁港の方でも理事会の方、上がっていたんですけど、予算つかなくなってだいぶ経つという話で、今聞いている限りでは養殖地ということで、一度でもいいんですけど漁港の方とは相談されて話し合いはついているということですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。漁協と相談してということではなくて、これは地目を変更するにあたっては県の許可が必要なわけです。その許可を得るためにはしっかりと根拠を示して下さいということをいわれていますので、例えば今ある廃船等を整備した場合には必要性がなくなるのではないかと、そのへんをしっかりと検討して示すことが大事だとい

われていますので、漁協とまた協力しまして、去年もそうですが、廃船の持ち主に撤去命令を示す文書等も送っております。そういう取り組みもしておりますので徐々にそれが進行していけば、そういう整備計画にももっていけると考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

漁協も管理やっておりますので、もちろんそういった諸々を知らないという流れの中で話がこじれていく問題、質問されるケース、時間等もかかっていますので、ぜひそこは管理されている漁協も含めて話を進めていただけたらいいのかなと思います。

あと、前回廃船の話もしましたけれど、やはり現状ですね、漁港なのでどうのとは言えないかもしれないんですけど、通路側に廃船が放置されているという状態です。前はFRBの予算がありますよという話だったんですけど、調べたら今、国の方では水産基盤整備事業といって農山漁村地域整備交付金ということで、小さな村だと1千万円からの事業ということで、廃船が20隻以上という縛りもあるんですけど、こういったものも相談されながらやってみたら、進んでいない話が進むと思うんですけど、村長どう思われますか。

○ 座間味秀勝村長

まずは、個人の財産でありますので、今問題となっている廃船については、漁業者でもあるということもあります。まずはそこらへんをきちっと漁業協同組合とも連携をして、同じ組合員の中での話にもなりますので、しっかりけじめをつけていただくということも必要になるかと思っております。その上でこういった交付金事業などを活用するという話になるかと思っております。

○ 2番 国吉栄治議員

持ち主が決まっている船に対しては漁協の方も通知を出しているというということで対応していますが、あの中には持ち主がいない、誰か分からない、もしくは亡くなってから相続人が誰かはっきりしていない船もいくつかあります。なのでそういった点も踏まえて、この事業自体は、そういう持ち主不明の船にも対応できる交付金となっているはずなので、その点もぜひ生かしてやっていただければいいかなと思います。

続いて、ホームページ改修事業についてということで、こちらは僕は何度も質問上げさせていただいているんですけど、今年度の予算書、そちらの方に計上されていないんですが、何度かお話、質問上げさせていただいていますが、まずは予算計上されていない理由をお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

国吉議員のご質問にお答えいたします。令和2年度から昨年初めからですが新型コロナウイルス感染症の感染拡大による国や県の緊急事態宣言に伴い渡航自粛制限等の影響により、村内事業者や航路事業が大幅な収益減になり、事業者等への国の交付金を活用し様々な支援を行う中で、単費、これは一般財源の充当のことをいっていますが、これを用いて

行う事業については制限を行っております。そのような中、令和3年度当初予算においても航路事業特別会計等への一般会計からの操出金が多額となり、歳入が大幅に不足し、財政調整基金から1億7千万円近くを取り崩しての予算編成となっております。今後も新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況が続く中、税収の落ち込みも予想され、一層厳しい財政状況となる見込みとなっております。ホームページのリニューアル事業を含め、単費で行う事業の多くは凍結し、先送りしております。なお、議員からご提案のありました村内事業者の活用やワーキンググループの立ちあげ等については、これは予算がなくてもできることですので、今後、事業実施に向けての取り組みについて立ちあげていきたいと考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

先ほどから各議員さんたちの質問の中であがっていることの中に、村民の皆さんがわからないよということ、けっこう多いよという話あがっていました。もしホームページとか、そういったのにしっかり発信できていれば、質問もまた村民の不安もだいぶ解消されていくのかなという部分がありますので、ぜひホームページ必要だと思います。村長も答弁の中で、ホームページは必要だとうたっていたら、このワーキンググループですか、こちらの方も前回からやられるということで答弁いただいていたと思うんですが、それでもう半年以上経っているという状況におきましていつやるのか、具体的に決まっていたら教えいただきたいです。

○ 座間味秀勝村長

それについては明確にいつからとお答えできる状況ではないのが現状でございます。昨年来、コロナウイルス関連でばたばたと、かなり多くの事業を対応しなければいけない状況がある中、職員の補充もできないと、募集してもこないという状況もありまして、非常に事業が取り組みにくいという状況が続いております。現状においても新年度に向けて職員採用、職員募集等を行っておりますが、まだ足りていないという状況でございます。

今、優先順位を付けて業務を処理していかなければならないという状況の中では、残念ながらホームページということについては現在もあるわけですから、これについては先送りをしていくということで、今は考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

確かに、ホームページ現状のものもありますので、そういう理由であっても、情報が全体に行き渡っていないという話がけっこうあがってきていますので、引き続きしっかり既存のやつを使っていたら、あとワーキンググループというか、話し合いを含めて、皆さんが外に情報を発信されるときに、しやすいホームページを作っていただければいいのかなと思っておりますので、引き続きこの方はまた質問させていただきたいと思います。

最後になりますけど、環境省によるビジターセンターについてということで、僕が、前々回から、前回ですね、阿波連のキャンプ場の件もついて話進めていた部分もありますけ

ど、環境省が確保していた満喫プロジェクト予算がありました。ネット上とかで見ると座間味村はもう3件立ちあがっているということで、こちらちょっと過激になってはいますが、断った理由とその責任、無くなった。今後はもう予算付かないよという話も、ちらほら聞くんですけど、もしそれが本当だったらですね、どのように考えているか、お伺いします。

○ 座間味秀勝村長

議員の質疑にお答えをいたします。ご質問の施設は環境省が満喫プロジェクト計画の一環として、国立公園利用拠点施設の整備を目的に、仮の名称を阿波連海岸園地休憩所として整備計画に取り組んだものであります。本整備計画については、地域住民の多くから合意形成がなされていないという指摘を受けて平成31年3月14日、阿波連生活館において住民説明会を開き、そこでこれまでの経緯等を説明し、計画を見直すことについて、住民の合意を得たものと理解をしております。責任ということについては、地域住民の合意形成を図り、納得できる施設整備をすることが、私の果たす責任と考えております。今後、こういった施設についての予算が付くか付かないかということについては現状わかりませんが、必要な施設整備、これに係る費用、そういったものについては随時、要請をしていきたいと考えております。

○ 2番 国吉栄治議員

先ほど、村長の方で行政報告聞きましたけど、今年の1月20日に満喫プロジェクトの協議会があったと思うんですけど、そこではどういった内容のお話をされたんでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

満喫プロジェクトそのものが最終年度を迎えるということで、これまでの取り組みについてが議題にあがっておりました。

○ 2番 国吉栄治議員

先ほど村長は皆さんの合意をいただいたという話だったんですけど、実際、阿波連の生活館で話し合われたのは、阿波連地域で説明会があったのは数回です。その後、僕は求めました。住民集めて説明会いつやるんですかと、先ほどから言っているように検討します。いつやるかは言いませんでしたけど、やりますという回答の中で、ここまで経緯、経っていているんですけど、決して住民との合意をもらったという話ではないと思います。というのも阿波連だけではなくて、そもそも渡嘉敷にも造る案とかいろいろあったと思うんですね。その中で阿波連一つだけというかたちであるならば、先ほど言った住民説明会、まず開催してないのはなぜか。その中で、なぜ阿波連の住民のコンセンサスを得られたっておっしゃっているのが、わからないんですけど、そこをお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

満喫プロジェクト全体の計画がどうであったという話ではなくて、私が申し上げたのは阿波連の今テナントが列んでいる所、そこに建物を造るということについて、そのテナントとして利用されている方々が、じゃあ、その中で営業ができるのか、できないのかと

いったことについても、疑義があるということで、そこに建物を造ったりすると、その後の周辺の整備計画そういったものに影響するんじゃないかと、そういったご指摘がございました。それについては棚上げをするということで、ご説明を申し上げたということでございます。

(「休憩」の声あり)

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 2番 国吉栄治議員

阿波連の方で何度か説明されたということなんですが、当初、2年前に満喫プロジェクトについて、説明会が合わせてされたと思います。その時点で阿波連地区における満喫プロジェクトの予算とかがもろもろ組まれていたと思います。そこでは住民のコンセンサスが得られなかったということで、その阿波連案を一つ消されたということですが、渡嘉敷案もあったと僕は聞いているんですけど、その間に予算が付いているんですけど、その審議とか計画を立てなかったのはなぜですか。

○ 座間味秀勝村長

満喫プロジェクトそのものの中に、渡嘉敷での施設整備の案が入っていたということは承知しておりません。渡嘉敷においては、その用地の確保ができないということで、阿波連の方に、この施設を整備するというふうに計画は立てたのだと了解しております。

○ 2番 国吉栄治議員

渡嘉敷の方の施設はわかりました。ただその後も本来大きな予算で、慶良間諸島でいうと有人島の座間味島、阿嘉島という所で3棟もの施設が建っている状況で、渡嘉敷村は、まだ期間あったと思うんですが、なぜ動かなかったんですか、ここの予算を取りに。

○ 座間味秀勝村長

動かなかったというのではなくて、要するにこの施設を整備するのに適当な場所がなかったということです。土地がないということです。

○ 2番 国吉栄治議員

村長は土地が無かったとおっしゃっていますが、例えば、僕が渡嘉敷案で聞いた話で言うと、今ある旧ターミナルの所ですか、そこを建て直したりとか、あと港湾内だからいろいろ整備が必要なところがあるんでしょうけど、水族館の所とか、水族館というんですか、マグロジャーキー工場の隣の列の所とか、そういった所でもビジターセンターというものを、つくったらどうかという案も出ていったらしいんですけど、土地と言いましても、アパート建設の土地もあったりとか、いろいろあるようにも思えるんですけど、本当に無かったということで答弁でよろしいんでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

はい、確保できる適正な土地が無かったということです。

○ 2番 国吉栄治議員

そういうことであれば、僕も、あと思っている村民の皆さんも納得いくような答えではないと思いますけど、土地が無ければ基本的にやれないという話であるならば、今後、建てれるものも、じゃあアパートの方とかも含めて、土地が無いということになっていくのかもしれないので、そういった答弁をされているので、そこを信じるしかないんだと思いますけど、今後、現実には慶良間諸島の観光業を盛り上げる為という観点を含めての満喫プロジェクトだったと思うんですね、今後も予算を調べていくとけっこうな予算付いています。現実には座間味村と渡嘉敷村でいうと、座間味の方が3棟も建ってすごく有効活用できるような場所になっていますので、渡嘉敷もですね、今からでも再度それを活かしたものづくりするために、土地が無いという言い訳をしてほしくないですよ。それを始めると何も先に進まないと思いますので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。以上で、僕の一般質問を終わらせていただきます。

○ 玉城保弘議長

これで2番国吉栄治議員の一般質問を終わります。

次に、3番新垣一史議員の発言を許します。

○ 3番 新垣一史議員

こんにちは。一般質問に先立ちまして、その前に渡嘉敷川周辺の朽ちていたフェンスですね、以前、一般質問で出させていただいたんですが、県の方に視察していただいて改修終了しているようで、この前、見て一安心しました。対応ありがとうございました。

では一般質問通告書に沿って質問させていただきたいと思います。1つ目に新型コロナウイルス感染症対策について、ワクチン接種の件なんですけど、先ほど、與那嶺議員からの質問ありましたので、ある程度聞けましたし、補助等もあるのかというのも厚労省のホームページで、全て公費で行うということで、皆さん無料で受けられるという表示がありましたので、そのへんは解決したんですが、ちょっと気になるところを2つばかり聞きたいと思います。

まず、施政方針にもあったんですが、医療従事者からこれも全国的にそういう流れなんですけど、医療従事者を優先的に接種を受けていくという流れなんですけど、医療従事者というのは、本村の中ではどこからどこまでとか、そういうのがあるのかどうか伺います。

○ 新垣聡民生課長

はい、お答えします。医療従事者として報告しているのが渡嘉敷歯科診療所の医師1名、保健指導所の職員2名、村の消防団18名、計21人が医療従事者として報告をしております。

○ 3番 新垣一史議員

これにセンター職員とか、社会福祉協議会の職員等は含まれていないということですか。答弁をお願いします。

○ 新垣聡民生課長

高齢者生活福祉センターの職員は含まれておりません。

○ 3番 新垣一史議員

聞きたかったのは消防団員は含まれているということで安心したんですが、福祉センターの方も、やはり高齢者が入所しているということで、職員の方たちもかなり気を遣われているようなので、接種の方早いほうがいいのかなと思うのですが、これからもそういった申請は可能でしょうか。

○ 新垣聡民生課長

国の方針が医療従事者と介護予防施設従事者と分けられておりまして、どうしても優先的には医療従事者で65歳以上の高齢者、その次に介護施設の職員というふうなことがありましたので、今回このような報告となっております。

○ 3番 新垣一史議員

国の方針ということなので、各市町村単位では、そういった方針は取れないということではよろしいですか。

○ 新垣聡民生課長

医療従事者は3月の中旬から始まるとか、もう既に沖縄本島の方で始まっていますけれども、最優先として医療従事者で、先ほど答弁村長の方からもありましたけれども、65歳以上を優先というよりも住民一斉に接種をしていこうというふうにも考えておりますので、これからの希望者の人数とかで調整をしていきたいと考えております。

○ 3番 新垣一史議員

理解しました。次に聞こうと思っていたのが、まさに住民一斉にということに繋がると思うんですけど、先ほど與那嶺議員の質問のときの答弁にありました4月26日に一箱195本のワクチンが届くということで、それから1本あたり、6で、今、作られた新しい注射器を使えば7という報道は見たんですけど、その人数であれば村民16歳以上の村民全員接種可能かなと思ひまして、国の方針だと65歳以下の人たちは7月以降になってしまうという報道等もありましたが、一斉接種ができるようになったら、本村の方は、それよりもぜんぜん早く全員接種できるということではよろしいですか。

○ 新垣聡民生課長

はい、順調に配布が行われれば、それは可能かというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

わかりました。ぜひ早く皆さんが安心して接種受けられるような、先ほど與那嶺議員も言っていたような告知とスムーズな接種が受けられる準備態勢を整えて、準備していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

こちら先ほどの與那嶺議員の質問とかぶってくるんですが、私も、一昨年の住民説明会、そして去年の説明会2回参加したんですが、港湾整備計画の中の新設される波除堤の

件についてですが、先ほど村長もおっしゃっていたように1回目の説明会の時は漁業関係者だったり、船舶を保有している方の参加が少なく、県の説明をただ聞くという感じだったんですが、昨年行われた2回目では、住民の意見も様々出ていたんですが、結局どういったかたちで、今後どのように進めていくのか、また施政方針にもあったような住民の意見も取り入れながらということであれば、住民説明会をまた開くのか、その漁協だったり、船舶保有者だけを集めた検討会を開くのか、今、計画されている波除堤をそのまま進めていくのかという話し合いも必要だと思います。今後の予定についてお伺いしたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

新年度上半期までを目処に村としての方向性、これをまとめて県の方に要望していきたいと考えております。具体的にいつ集まりますかというところの計画はないんですが、観光産業課含めて対応していきたいと考えております。

○ 3番 新垣一史議員

まだ予定はされていないということですが、静穏度を上げることで船の欠航率だけじゃなくて、以前から議会もあがっている河川周辺の水害だったりとか、台風のうねりが入って来たときに、村民の財産でもある船舶が壊れたりとか、そういう災害の対策にも必要なものだと思いますので、早め早めに進めていかないと港湾の工事というのは大規模になると思いますので、予算の方も大きな予算が動くと思います。時間がかかるものなのでできるだけ早急にことを進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

港湾関係で、もう1点質問させていただきます。避難港、船揚場の今後の整備について、伺いたいと思います。村の方でウインチの取り付け完了しまして、阿波連線が開通した後には大型の漁船とかもあちらの方に避難するという話も伺いました。ですが、去年の台風時に、現在ある向こうにとめている船舶等でも上の方に避難できなかった揚げられなかった他の船が泊まっていて揚げられなかったという声も聞きました。見たところ爬龍船も向こうに置いてありますし、動かされていない、ずっと固定されているような船も何隻か見受けられるんですが、今の状況だと、そういった船舶が向こうに集まって来ると、災害時とか船揚げ時に支障をきたすのかなと思うんですが、今後どのような対応を取っていくのか、見解をお伺いします。

○ 座間味秀勝村長

村の阿波連線が開通してからということではありますけれども、現状ですね、今、遊漁船揚場の方があまり余力がないというような状況かなと思っています。このウインチ小屋を造った時に潰してしまった係船環などもありまして、これについては復旧して船どおしの間隔が開きすぎている所もあるというふうに見ておりますので、適正な間隔でもって避難ができるようにするという事でまず対応を進めたいと思っています。

最悪の場合は、これまでどおりの漁業前のスロープですかね、使ってもいいのかなと思

っています。なぜかと言うと船が欠航をして、そこから車の出入りがほぼ無くなったという状況で、これまでも避難をしていると、要するに上に揚げてロープで固定しているという状況もありますので、そこは柔軟に時間軸を上手く使って対応する手もあるのかなと思っております。あらゆる方法で、この安心、安全を確保できることを考えていきたいと思っております。

○ 3番 新垣一史議員

今揚げられている、例えば爬龍船の置き方とかもですね、横一列にざっと置いてありますよね、体協の予算も削られているのか、新しい爬龍船を買ったりとかも、今、村財政厳しい中、難しいところもあると思います。例えば縦置きというんですかね、鉄骨を使った屋根付きで保管できるようなものをつくって、スペースをできるだけ取らずに爬龍船を置いたり、また今置いてある船を移動してスペースを作ったりとか、そういうあるものを有効活用させていただいて、村長は、今の形で船を揚げてというのがありましたけど、道が開通した所に、今までどおり同じように船を揚げるとウインチ付けた意味もありませんし、渡嘉敷に住まわれている方はいいかもしれませんが、阿波連とかに住まわれて船が停まっても、やっぱりバスの給油に行ったりとか、そういった時に使われると思うので、やはりあそこは開けた方がいいのかなと思うんですが、今向こうで手狭だったら周りの土地を使った活用法とか、そういったことは検討可能ですか。

○ 座間味秀勝村長

周りの土地ということになりますと、もう限られてきます。今、バラスを置いている所とか、あと残土を置いている場所、そこらへんを整備していくというふうになっていくと思います。これは将来的には検討をすべきと考えております。先ほど、今までどおりと言ったのは最悪の場合と、要するに遊漁船揚場が利用できないというような状況になったら、それもありませんかということであって、それを推奨するということではございません。

○ 3番 新垣一史議員

だんだん所有される船舶も大型化して行って、手狭になってくると思いますので、今後スムーズに避難なり船揚げ等が行えるような対応を早めの対策で進めていっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

3つ目の質問に移らさせていただきます。船舶燃料価格入札について伺います。昨年3月と9月に2回入札が行われ、そのときは納品開始1カ月以内に入札が行われていました。ですが、先日2月に入札が行われて納品開始4月1日からですよ、1カ月以上前に行われています。燃料価格の特性上、週替わりで仕入れ単価が変わってきたりしますので、今のコロナの世界情勢とかも考えると、燃料価格の見通しがなかなか付きにくかったりすると思います。なので入札は可能な限り納品開始日に近い方がいいかと思いますが、入札時期が早まった、納品開始よりも早まった理由を伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

新垣議員の質問にお答えします。船舶燃料購入に係る一般競争入札、今年は令和3年度分は2月18日に実施をしております。そして業者を決定しております。高速船に納入する軽油につきましては、軽油引取税という税金を免除する制度、免除制度これを受けておりますので、その制度に基づき免税軽油を使用しているんですが、当該制度、この制度が今年の3月31日までの期限となっていると現状ですね。その後その効力を執行することになっていると、ところがですね、今般、令和3年の税制改正大綱において、その後も4月1日以降、3年間延長するという方向が示されております。これによって令和6年3月31日まで延長されることとなりますが、法案成立が、今日、時点まだ令和3年3月末と見込まれていることから、法案成立後に免税軽油使用者に係る諸手続きを行いますと、一時期に申請が集中し、窓口が混乱するとともに3密により新型コロナウイルス感染予防対策が徹底されないことが危惧されるということで、これは沖縄県那覇県税事務所の方、そこからこのような状況を避けるため令和3年1月12日から2月19日までの期間、仮受付を実施するという旨の通知があったと、これに間に合わせるための措置として、今回これを実施をしたということであります。

○ 3番 新垣一史議員

じゃあ、今回は制度改正に伴うことで早まったということで、昨年度は継続期間内だったので大丈夫だったということですね。今後また3年間延長になったということなので、今後は可能な限りは納品時期に近くに入札を行うことができるということでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

新垣議員に最初の質問の方に週替わりで変動するという話がありました。この入札を行っておりますが、一度入札した金額で半年先まで納入してくださいということではございません。これは仕入れ価格の変動に伴い上下するということは契約書にうたっております。現在もその契約条項に則って、単価の変更等は行っております。

○ 3番 新垣一史議員

契約内容の方も伺っていて、変動がきくというのも聞いているんですが、やはり変動の幅だったりとか、開始時期に仕入れ単価の方が高くなってしまうとか、そういったこともないとも限らないので、可能な限りでできるだけ納品時期に近い入札にさせていただくと、村の方も見通しがつきやすいかと思えますし、業者さんの方も見通しが付きやすいのかなと思うので、ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

価格入札について、通告書にはないんですけども、ちょっと伺ったのか再入札が何度かあったというのを伺ったのですが、その経緯を伺いたと思います。

○ 金城満総務課長

今回、燃料価格の入札につきまして、船舶燃料購入A重油と軽油ということで2種類に分けて入札を行いました。先ほど日にちについては2月18日に実施をしております。この

中で、今回、入札回数が8回行っております。これは当然ながら予定価格が現在の価格に基づいて設定をされておりますので、それに基づいて入札していく中で予定価格に達していないという状況がございまして、2業者入札に参加しておりましたので、その旨了承をいただいて入札を回数を重ねて行って執行した状況の結果に基づいて落札業者がでたという経緯でございます。

○ 3番 新垣一史議員

予定価格の設定について、どういうふうにするのか、伺ってもよろしいですか。

○ 座間味秀勝村長

今回の入札については、泊港を発着する他の同様の船舶ですね、その実際の納入価格これを元に算出をしております。

○ 3番 新垣一史議員

これ泊港発着の船舶の燃料価格の平均価格ということでよろしいですか。

○ 座間味秀勝村長

予定価格をどう算出するかということは公表することはできません。

○ 3番 新垣一史議員

そうですね、失礼しました。じゃあ今の説明でけっこうです、ありがとうございます。村財政も厳しい中ですが、事業所の育成とかもありますので、非常にシビアな問題になると思いますが、今後も特にコロナ禍で船舶の赤字経営となっている中、慎重な判断が必要だと思っておりますが、村内事業所の育成という部分も考えてお願ひしたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。増圧ポンプ場建設について伺います。水道の広域化に向けて、現在、建設中の増圧ポンプ場ですが、以前、住民説明会で貰った資料上空から写したクミチジ山のこのあたりに、これぐらいの区画使いますという写真見せてもらったんですが、それではちょっとあそこまで山を削るといふような想像ができなかったもので、工事が始まってからちょっと驚いたんですが、住民の方からも、あその後、向こうはどうなるのかと心配されている方もけっこういらっしゃいまして、国立公園でもありますし、あそこに自分は渡嘉志久の三叉路、ユクンジチに上がって行く所の左右にあるポンプ場、あれもポンプ場ですかね、小屋、貯水槽？

○ 座間味秀勝村長

登っていく所？

○ 3番 新垣一史議員

登っていく途中の、あれぐらいの建物ができるのかなと思っていたんですが、最終的にはどれぐらいの大きさの物ができて、今の工事の削られている所はどういったふうに、景観回復していくのかというのを伺いたしたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

施設の規模ということについて、後ほど担当課長の方から説明したいと思います、ま

ずは増圧ポンプ場の整備に伴い沖縄県企業局から渡嘉敷村景観条例に基づき擁壁は化粧型枠により自然な石積風に見えコケなどが発生しやすくなる配慮がされているというふうに伺っております。また建築物自体は外壁の色を焦げ茶色で風景に配慮した色というふうにするということになっております。化粧型枠による自然な石積風というのは遊漁船揚場、避難場がありますね、先ほどお話がありました、ウミンチュ小屋そこに周囲に建っている擁壁があります。外側から見ると石積みたいになっていると思います。コンクリートですけど。そういった風なものというふうに理解をしております。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。まず増圧ポンプ場の法面が2段になっております。最初の法面切りの方は緑化吹きつけの方で施行するというので、その下の方になりますと間知ブロックで擁壁ができるということになります。その間知ブロックにつきましても、表目が普通の間知ブロックと違いまして、先ほど村長が申しましたようにコケが生えやすいように、少し表面の処理がされているということ聞いております。

そして施設としましては、勿論ポンプ施設それと原水槽という施設が2つできます。ただ今私の手元に詳細なものがないんですが、ポンプ施設は4.5mの4.5にという記載がされております。その隣に原水槽もありますけど、ほぼ同じぐらいの形式に記載がされておりますので、もし詳細が必要であれば、後ほど資料を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○ 3番 新垣一史議員

すみません、資料の方あとでお願いします。今の説明で上の段は緑化で下の建物の周りの方はコケなどが生えやすいような石積みに見えるブロック、船揚場の方にあるようなブロックということで、吹きつけの緑化ですと植林とかではなく、もう自然に任せた景観回復ということで、よろしいですかね。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えします。法面の上部の方に関してはですね、種これを吹き付けするというので確認をしていますので、しっかりと吹き付けした後は植栽になるということをお認識しております。以上です。

○ 3番 新垣一史議員

吹きつけの後に村の方で植栽したりとか、そういうのは後々やられ…、桜が向こう植えられていましたよね、あのように植林したりとかというのは可能ですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

質問にお答えいたします。現在の県の工事の中では、こういう植林とか植栽とかということは入っておりません。その後、村単独でやるのかということに関しては、現在、計画は持っておりません。

○ 3番 新垣一史議員

吹きつけの緑化だけだと草が短かったりとかで、かなり目立ったかたちになってしまうので、工事終了後に、村の方でそういった植林とか、そういったのも検討して住民の方たちも景観とても気にされていますので、ぜひ計画してやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。「とかしきまつり」について伺います。昨年6月にも「とかしきまつり」についてちょっと伺ったんですが、今回「とかしきまつり」の請負業者の公募はいつから行うのか、またコロナ禍でどういった開催方法を検討されているのか、伺いたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

施政方針の中でも申し上げましたけれども、「とかしきまつり」のみではなくですね、他のイベントもそうですが、新型コロナウイルスの感染拡大する中で、どういった開催が可能なのかということについても民間のアイディア等も取り組んでいくということを考えております。これについては、新年度に入りましたら事業をどのように進めていくかということも村民とともに考えていきたいと思っております。

○ 3番 新垣一史議員

新年度に入ってたらということなんですが、まだ具体的にいつ頃というのは決まっていない、どういった方たちに声掛けをするのかというのは決まっていないでしょうか。

○ 座間味秀勝村長

昨年も、実は、公募ということをしてまいりました。これは誰かにということではなくて、全村民に対して周知をして、その中からアイディアを出していただくということになるかと思っております。

○ 3番 新垣一史議員

これ郵送等でアンケートを送って回答してもらおうということになるんですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

今プロポーザルの件かと認識しておりますが、それについては、これから担当含めて検討していきますが、今、先ほどからも出ているように、コロナ禍でどういう時期にどういう開催方法があるのかという案を、渡嘉敷村にあった案を提示してくれるような仕様書を作ってプロポーザル型式で提案していただきたいというふうに考えているところです。

○ 3番 新垣一史議員

すみません、今聞いたのは全村民に意見を聞いてと、村長が答弁されたので、その意見をどうとるか、その方法をどのように取るのかということで郵送してアンケートなのかというのを伺ったんですが、お願いします。

○ 座間味秀勝村長

全村民に意見をというものは、全村民に対してプロポーザルについての周知をするということですが、要するに開催すべきか、すべきでないか、するとしたらどういうかたちなのか、いろいろご意見があると思いますので、その中で出てくるかと思っております。

○ 3番 新垣一史議員

祭り実行委員会自体はもう解体されているんですが、村の学校だったり商工会だったりそういった方たちと話し合いを持つということはないんでしょうか。検討はされていないということですか。

○ 座間味秀勝村長

どうするかということについて、誰と話しをするかということについては、今のところは案を持ち合わせておりません。

○ 3番 新垣一史議員

今の住民の方からプロポーザル方式についての意見を聞いたりとか、開催するしないも含めてという意見を拾い上げていくと、かなり時間がかかると思うんですが、意見をいつ聞くかということも決まっていない。新年度になったら始めようと思いますという状況で、去年も同じ質問をしたんですが、コロナでなければ本当に間に合ったのかという質問をしたんですが、まだコロナの渦中にある中で、もし例年どおりの7月開催であれば間に合うのか、開催時期をずらすのかとか、そのへんも含めて検討になると思うんですが、スケジュール的はどういうふうに、村長は、お考えか聞きたいと思います。

○ 座間味秀勝村長

この予算は新年度での予算での執行となりますので、4月に入ってから公募をかけるというようなことになろうかと思っています。

○ 3番 新垣一史議員

開催時期も含めて4月以降に検討を始めるということになりますよね。開催時期は変更なくやる予定なんでしょうか、それとも開催時期の変更、中止というか、行わないという方法も見据えてという話だったんですが、そのへんはどうなりますか。

○ 座間味秀勝村長

プロポーザルというのは、こちらが時期をいつと決めてやるということではございません。いつの時期にどういったやり方ができるのかということをご提案していただくというふうに考えております。

○ 3番 新垣一史議員

であれば、村の方から例年であれば7月ですとか、その時期に合わせてコロナ禍どういう状況になっているのかわからないので、観光客の方も祭りの時期に合わせていらっしゃる方もいると思います。その時期がいつになるかわからない、むこうの提案で決める、村村の方からこの時期にやってほしいとか、協議しながら決める、そういったかたちではなく、むこうの提案をどれにするかという選択だけで決めるんですかね、こちらからの提案、先ほども言ったように、村民の意見を聞きながらそれをまとめて、それに見合った業者を提案してくれる業者を選ぶとか、そういった方法は取れないんですか。

○ 座間味秀勝村長

先が見えない状況での話しですので、じゃあ7月に開催してください、と言ったとき現状7月は厳しいと思って、じゃあ誰も出してこないという状況にならないのかなとか、いろいろあると思います。だから広く意見を聞いてですね、どんなやり方がいいのかということについてアイデアを募る方がいいのかなというふうに考えています。

○ 3番 新垣一史議員

であればお願いなんですけれども、開催時期等もまだ決定していないので、全く新しい形の祭りというふうになるかも知れません。先ほども言ったように、毎年祭りを楽しみにしていらっしゃる方もいるので、祭りの今後の開催の目処が立っていないという言い方ではないんですが、新しい形の祭りだったり、今後こういった形で、「とかしきまつり」を運営しますということをホームページなり何なりで、村民それに外部からいらっしゃる観光客の方に、そういったことを周知して理解していただきたいんですが、そういったことは可能ですか。

○ 座間味秀勝村長

今年どういう祭りのあり方になるか、そもそも祭りそのものができるのか、できないという状況もありますので、村としての考えはこですよということを告知することは可能だとは考えております。ですがそれはどういったアイデアが出てきてどういった実施になるかというのが見えない状況での前置きというふうになるかと思えます。

○ 3番 新垣一史議員

決まったことを報告するのではないので難しいと思いますが、やっぱり周知して、その時期に休みを取った人たちががっかりしないような周知は必要だと思うので、ぜひそれをやっていただいて、「とかしきまつり」楽しみにしている人も多いので、また良い祭りができるような運営を行っていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。6番、船舶について伺いたいと思えます。一昨年の就航以来けっこうトラブルが続いている新造船のマリンライナーなんですけれども、現在、保証とかで修理はしていただいているんですが、あまりにも新しい船なのにトラブルが多いのかなと思えます。村長の行政報告にも12月に造船所の社長さんに来庁していただいて話をしているとありましたので、どういった話、今後、トラブルに対してどういた対応をするのか、そういった話が持たれているのか伺います。

○ 座間味秀勝村長

昨年12月に来庁された際には、新造時から航海速力が若干不足しているというような状況があったと、これの改善をすることができましたといった報告を受けております。

○ 3番 新垣一史議員

12月頃のドックの際には、トリムタブの油圧管が油が漏れているということで、その補修のためにトリムタブを使うのを止めて航行していた。今回もう告知されていますけれども、また同じトリムタブの方で、不具合が見つかったということで、ドック期間を早めて、

4月1日から4月10日に行う、そういった予定をずらすとか、そういったのも急ぎよしいといけなくなっている中で、何か起きてから対処するのか、造船所の方はこういった船を年間1億3千万リース料を払う高額な船を。正直ちゃんとした船なのかなと不安になるとこともあるんです、これだけトラブルが続くと、造船所側はこのトラブルについてどういった話をされているか伺います。

○ 座間味秀勝村長

まず、トリムタブの不具合というのは、これ去年のドックの時点でこれ不具合がわかっていたということではございません。今年に入ってから不具合が出てということに気づいているということではございます。これについては議員ご指摘のとおり、当初5月に予定していた清潔ドックを早めて4月1日からとすることで復旧工事を行うという計画をしております。利用者の皆さまには大変ご迷惑をおかけしております。大変申しわけなく思っておりますが、高速船の改善につきましては、これらのことについては船舶リース契約の相手方である沖縄県離島海運振興株式会社と造船所と三社で改善について協議をしてきております。今回のトリムタブの復旧工事に係る費用については、全て造船所が負担するということになっております。

○ 3番 新垣一史議員

今回の復旧は向こうが費用を全て負担する、トラブルがあった場合の保証の中で向こうが費用を負担するというのも大事なんです、これだけトラブルが多いというのが不安だというのが一番の問題だと思います。

例えば、造船会社の方が定期的にチェックしに来てくれるとか、こういった状況であれば、そういったことは話にでているのか、そういう要請をしているのか、伺いたいと思います。

○ 我喜屋元作船舶課長

新垣議員のご質問にお答えいたします。先ほど村長からお話がありました、リース契約の相手方である沖縄県離島海運振興株式会社、ここは船舶の航路事業の支援も行っておりますので、毎月フェリー高速船に職員が訪船をして不具合等がないか確認をして、それをまた造船所に伝えて、そういう協議も行っておりますので、実際に現場で働いている船長、機関長の話と現場を見て、当然トラブルについては前もってわかるというのは、たぶん少ないと思いますので、現状をどうなっているかを確認しながら随時その情報を共有しておりますので、そういう進め方で管理をしております。

○ 3番 新垣一史議員

そういった対応はなされているということなんですけれども、正直あまりにも多いのかなと、何かトラブルが起きるのがですね、なのでやっぱり不安なく航行。航行中に何か事故があったら大変なことなので、特に、怪我が出たりとか、そういう事故に繋がると大変なので、そういった定期メンテナンスみたいな、今までのスパンで行っていた回数より

もさらに、それを増やしていただくとか、そういった要望はしているのでしょうか。

○ 我喜屋元作船舶課長

現状、確かにトラブルが続いておりますので、離島海運振興株式会社の職員もそのへんは把握しておりますので、そこを伝えて逐一情報交換をしながらトラブルが起きないようにといたしますか、直ぐに対応できるように、船ですので確かにおっしゃるとおりトラブルがあると村民の方、利用者の方には大変不安になると思いますので、そういうことがないように進めていきたいと考えております。

○ 3番 新垣一史議員

今、コロナ禍で利用者も減っているのですが、便数を減らしたりとか、そういうのもありつつ、このトラブルなので本当に皆さん気になっていると思います、なので本当に大きな事故が起きないように安心して安全な航行ができるように、これから造船会社等含めた話し合い協議しながらトラブルを未然に防げるようであれば未然に防いで、高速船の運行またフェリーもそうなんですけど、安全、航行を心がけて出港していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

船舶関連の質問で内容は全く違うんですが、フェリーとかしきの1階客室部分、床の所とに、足の不自由な方や高齢者の方から床に直接座るのは大変で、2階に座席がある客室に階段上り下りするのも大変なので、座席の方を設けて欲しいという要望がありました。歩行器を使ったり、手摺りを使ったりとかでフラットの所を歩くのが大丈夫だったりする方、また歩行はまあまあできるんですが、膝の曲げ伸ばしが大変でフラットな床に座るのが大変という方けっこういらっしゃるのかなと思います。なので1階部分に座席、席を設けて欲しいということに対して、可能かどうか見解を伺います。

○ 座間味秀勝村長

議員のご質問にお答えします。足の不自由な高齢者等からフェリーの1階部分、1階というのは乗船する際のデッキ、これに座席、イス席を設けて欲しいという要望がございます。1階の後部の絨毯スペースの部分に要望というふうに受け取っておりますが、この本線の場合、旅客定員の計算上まず絨毯スペース部分というのは1人当たりの座席の面積を0.3平米というふうに計算されております。ここにイス席を設置するということになりますと、定員についてもかなり減少していくということにも繋がってまいります。旅客定員の計算書の変更及び承認、そして最大搭載人員等にも変更が出てくるということがありますので、様々な申請あるいは変更をかけていくことが必要になっていくと思います。これをいつもこういう改造をするというだけでもかなりの申請書類であったり図面作成という業務が発生しますので、これらの費用、こういったことについても、少しその効果も含めて、全体で定員が減少するというところについての了解も必要かと思っておりますので、そういうことも含めて、今後、検討が必要かと思っております。

○ 3番 新垣一史議員

いろいろ図面作成だったり、そういうのでハードルはあると思いますが、いろいろ検討していただいて、例えば2階客席のような常設している大きなイスとかではなく、安全面も考えないといけないので難しいかと思いますが、バスの補助席のような折りたたみで出せるような席だったりとか、いろんな形を検討していただいて、実際、困っている方々がいらっしゃいますし、僕らも将来どういうふうになるかわかりませんので、やっぱり村民の声を十分吸い上げて形にさせていただきたいと思いますので、どうぞ前向きにご検討よろしくをお願いします。

最後の質問に移らせていただきます。観光協会について伺います。令和2年度当初予算で624万円補助金としてあげられている観光協会の予算の執行状況について伺います。

○ 座間味秀勝村長

まず村からの当初予算ベースで言いますと、今公布しているのは全体で50%ということになっております。これは観光協会の事業そのものの縮小、そういったものによるものが大きい原因となっております。そして観光協会そのものにおける現時点での予算額に占める実行状況ということになりますと、これ1月末現在ですけれども、これが42.77%、現在取り組んでいる事業等がございますので、最終的には執行見込みこれについては77%程度見込んでいるという状況でございます。

○ 3番 新垣一史議員

村からの補助金はまだ50%の執行ということで、まだ50%分しか観光協会の方に出していないということですか。

○ 玉城広喜観光産業課長

今年度の観光協会の補助金というのが2つございます。1つは運営補助金それから観光推進事業補助金、この観光推進事業補助金につきましては、一括交付金を活用した事業補助金となっております。運営補助金に関しましては624万円、これを前期、後期で支出をしております前期の312万円は支出済であります。残りの半分312万円については、今月中で支出をする見込みでございます。

それから先ほど申しました一括交付金を活用した観光推進事業補助金につきましては、当初予算で880万円予算計上しましたが、観光協会の事業計画が見通せないことから半分の支給をしているところでございます。これについてはまた最終的には精査して減額になる見込みも出てきているということは伺っています。以上でございます。

○ 3番 新垣一史議員

観光協会立ち上げから常駐している職員が1人しかいないというのが、やっぱり予算執行できない事業縮小しないといけないという原因だと思います。前にも人員確保のために、村の方も協力してください、最初の話し合いでは出向という話もあったので、そういったことも考えてくださいという話を一般質問の中でしたいんですが、この人材確保について、今、村の方で協力しているとか、こういったかたちを考えているというのがあれば教えて

ください。

○ 座間味秀勝村長

常勤での確保ということを目指しておりますが、実際、村内にそういった人材募集しても見つからないというところで、今パートタイム的なかたちでの確保ということについて、今、少し話しをしている方がいるということでもあります。そういったかたちで事務局の体制を少し整備していく必要があるかなと思っています。

○ 3番 新垣一史議員

別の質問の時にでしたかね、村長の方でも地域おこし協力隊とか村の人員確保のためにそういった制度も活用していきたいという話があったんですが、そういったことを検討されたりとか、地域おこし協力隊に対して通告書にはないんですけど、今どういった動きをされているかというのを答えられる範囲内をお願いします。

○ 座間味秀勝村長

地域おこし協力隊、これについては基本的に外部からの活用ということになります。となりますと、どこまでいっても最終的には住宅問題ということになります。これまで空き家活用事業ということにも取り組んできておりますが、これについてもなかなか進んでいないと、落札しないというような状況が続いている。他に空き家をいくつかあっていますが、実際、使えそうな所が、直ぐに使える状況というのがなかなかないというような状況でありまして、まず住宅問題を解決していく住む場所を、まず現在村内に住んでいる方々で困っている方々、こういった方々が住宅問題解決するのが先かと思っています。その後にもまた島外からの地域おこし協力隊等を含めた人員確保していければなどと思っております。

○ 3番 新垣一史議員

今、現在2部屋空いている職員住宅というのは、そこは活用はできないのでしょうか。

○ 金城満総務課長

現在、職員住宅6世帯入居対象に対して4世帯が入っております。2戸空いておりますけれども、こちらにつきましては今後の本庁、職員分の人事計画等がありますので、基本的には有資格者を優先入居させるということになっておりますので、そちらの方で計画を進めておりますので、先ほど議員おっしゃったとおり、外部を活用しての地域おこし協力隊の皆さんが入るということは、今後、そこを先に人材の確保をして本務で勤める有資格者の職員ですね、そこが配置ができれば、その後に検討することは可能だとは思いますが、現状においては優先的にその部分は考えておりません。

○ 3番 新垣一史議員

外部から来た人を優先的に入れるのは難しいということで、どうしても村内にある空き家とか、そういったのを有効活用したうえでの人材確保となると、今、空き家対策等も落札しなかったりとかで話がなかなか話が進まない状況の中、観光協会だけでなく、先ほど

村長もおっしゃっていましたが、村の方が事務職を募集しても応募が来ない人材不足というのが大変大きくあって、どうしても外部の募集もしていかないといけない状況だと思います。観光協会の方はパートタイムで、今、話をしているということですが、そもそも立ちあげの頃には、職員、派遣も含めて4人体制という会議の人数とかも目を通してあるので、パートタイムを含めた2人でもまだ人は足りていないと思います。こういった村内の人材が足りていないという部分、今回の質問とちょっとずれてしまうんですが、空き家対策だったり、住む所の対応ですね、そういったのを進めていただいて、せっかく立ち上げている観光協会、村の観光振興のために立ち上げている観光協会が上手く運用できるような協力態勢そういったものを持っていただいて、結局使えなかった一括交付金を使った予算とかを交付金を返還しないといけないというかたちになってくると思いますので、もったいないですよ、せっかく貰った予算を使えないというのは、なので上手く執行できるような運営態勢、それに対する協力態勢を整えていただいて観光協会が、今後、上手く活用できるように、運営できるようにお願いして、私の一般質問を閉めさせていただきたいと思います。答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで3番新垣一史議員の一般質問を終わります。

これで一般質問は終了いたしました。

休憩します。

再開します。

日程第7、報告第1号、令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

報告第1号、令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和3年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を別紙のとおり報告する。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより、報告第1号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第4号、新たに生じた土地の確認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第4号、新たに生じた土地の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、本村の区域内に新たに生じた、次の土地を確認する。

土地の所在 渡嘉敷村字渡嘉敷352番地及び同字333番地先公有水面

地 積 1,415.03㎡

提案理由

この土地は、沖縄県知事が昭和53年3月9日付け、沖縄県指令土第155号により公有水面埋め立て免許を取得し、事業を執行した土地である。昭和54年7月2日付け、沖縄県指令土第942号により公有水面埋め立て工事の竣工認可が得られ、地方自治法第9条の5第1項に規定する新たに生じた土地に該当するので、その旨を確認するために議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 2番 国吉栄治議員

すみません、今そちらに載っているやつで、ふと気になったんですけど、旧ターミナルの所とかは、ちゃんと登記されて、他はもう登記されているということですか。ここの部分だけ登記されていないということですか。

○ 座間味秀勝村長

他の部分について、既に登記がなされたかどうか、今、手元に資料がございませんので、お答えすることはできません。

○ 2番 国吉栄治議員

はい、わかりました。今回、指摘されたのは、この部分で、今後、指摘されるかも知れない部分はわからないけど、まあ何が言いたいかという、まとめてやられた方がいんじゃないかと思っているんですけど。

○ 座間味秀勝村長

これは県から指摘を受けてこちらが取り組むという話ではなくてですね、沖縄県が埋め立てをして発生した公有水面を埋め立てした土地についての登記がまだなされていなかったために、この手順を踏んでいるというふうに理解をしております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

他に、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより、報告第4号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第5号、新たに生じた土地の確認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第5号、新たに生じた土地の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、本村の区域内に新たに生じた、次の土地を確認する。

土地の所在 渡嘉敷村字渡嘉敷1779番の7、1779番、1728番及び354番地先公有水面
地 積 3,151.83㎡

提案理由

この土地は、沖縄県知事が昭和56年7月20日付け、沖縄県指令土第863号により、公有水面埋め立て免許を取得し、事業を執行した土地である。昭和59年11月30日付け、沖縄県指令土第1673号により、公有水面埋め立て工事の竣工認可が得られ、地方自治法第9条の5第1項に規定する新たに生じた土地に該当するので、その旨を確認するために、議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第6号、新たに生じた土地の確認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第6号、新たに生じた土地の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、本村の区域内に新たに生じた、次の土地を確認する。

土地の所在 渡嘉敷村字渡嘉敷泊兼久原354番、351番の2、351番、352番、353番の地
先公有水面

地 積 1,396.15㎡

提案理由

この土地は、沖縄県知事が昭和63年12月14日付け、沖縄県指令土第2152号により、公有水面埋め立て免許を取得し、事業を執行した土地である。平成元年5月30日付け、沖縄県指令土第961号により、公有水面埋め立て工事の竣工認可が得られ、地方自治法第9条の5第1項に規定する新たに生じた土地に該当するので、その旨を確認するために、議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第7号、新たに生じた土地の確認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第7号、新たに生じた土地の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、本村の区域内に新たに生じた、次の土地を確認する。

土地の所在 渡嘉敷村字渡嘉敷泊兼久原354番、351番の2及び351番の地先公有水面

地 積 133.76㎡

提案理由

この土地は、沖縄県知事が平成4年12月18日付け、沖縄県指令土第896号により、公有水面埋め立て免許を取得し、事業を執行した土地である。平成6年1月12日付け、沖縄県指令土第56号により、公有水面埋め立て工事の竣工認可が得られ、地方自治法第9条の5第1項に規定する新たに生じた土地に該当するので、その旨を確認するために、議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第8号、字の区域の変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第8号、字の区域の変更について、地方自治法第260条第1項の規定により、本村の区域内の字渡嘉敷区域を次のとおり変更する。

別図に表す新たに生じた土地を渡嘉敷村字渡嘉敷の区域に編入する。

提案理由

本村の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより、議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第9号、字の区域の変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第9号、字の区域の変更について、地方自治法第260条第1項の規定により、本村

の区域内の字渡嘉敷区域を次のとおり変更する。

別図に表す新たに生じた土地を渡嘉敷村字渡嘉敷の区域に編入する。

提案理由

本村の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより、議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第10号、字の区域の変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第10号、字の区域の変更について、地方自治法第260条第1項の規定により、本村の区域内の字渡嘉敷区域を次のとおり変更する。

別図に表す新たに生じた土地を渡嘉敷村字渡嘉敷泊兼久原の区域に編入する。

提案理由

本村の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより、議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第11号、字の区域の変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 座間味秀勝村長

議案第11号、字の区域の変更について、地方自治法第260条第1項の規定により、本村の区域内の字渡嘉敷区域を次のとおり変更する。

別図に表す新たに生じた土地を渡嘉敷村字渡嘉敷泊兼久原の区域に編入する。

提案理由

本村の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより、議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

(散会 午後4時45分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号4番）

署名議員（議席番号5番）

令和 3 年

第 3 回 渡嘉敷村議会定例会

第 2 日目

3 月 10 日

令和3年第3回渡嘉敷村議会定例会は
令和3年3月10日(水)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期3日間
2日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	與那嶺 雅 晴	出	5	座間味 満	出
2	国 吉 栄 治	出	6	當 山 清 彦	出
3	新 垣 一 史	出	7	玉 城 保 弘	出
4	宮 平 鉄 哉	出			

出席議員7名

会議録署名議員 4番 宮平鉄哉議員 5番 座間味満議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村 長	座間味 秀 勝	観光産業課長	玉 城 広 喜
副 村 長	神 里 敏 明	教 育 課 長	小 嶺 国 士
教 育 長	新 崎 直 昌	民 生 課 長	新 垣 聡
総 務 課 長	金 城 満	船 舶 課 長	我喜屋 元 作
会 計 課 長	宇 野 昭 子		

終了：3月10日(水曜日)午後0時15分

令和3年第3回渡嘉敷村議会定例会議事日程
令和3年3月10日（水） 午前10時開議

会議に付した事件は次のとおりである。

(第1号)

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名について
第2	議案第12号	渡嘉敷村職員定数条例の一部を改正する条例について
第3	議案第13号	渡嘉敷村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例について
第4	議案第14号	渡嘉敷村立保育所の設置及び管理に関する条例について
第5	議案第15号	渡嘉敷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
第6	議案第16号	令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第9号）について
第7	議案第17号	令和2年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第5号）について
第8	議案第18号	令和2年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
第9	議案第19号	令和2年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
第10	議案第20号	令和2年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
第11	議案第21号	令和2年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
第12	議案第22号	令和3年度渡嘉敷村一般会計当初予算について
第13	議案第23号	令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算について
第14	議案第24号	令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算について
第15	議案第25号	令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算について
第16	議案第26号	令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計当初予算について
第17	議案第27号	令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計当初予算について
第18	議案第28号	渡嘉敷村過疎地域自立促進計画の変更について
第19	協議第1号	議員派遣について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。

ただいまから令和3年第3回渡嘉敷村議会、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番宮平鉄哉議員、5番座間味満議員を指名します。

日程第2、議案第12号、渡嘉敷村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第12号

渡嘉敷村職員定数条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村職員定数条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

職員の定数において、併任の職員及び定数外の職員を明確にするとともに、今後の組織改編に向けて条項を明文化する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

お手元に条例案をお配りしております。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 3番 新垣一史議員

改正前と改正後では職員の定数、総数自体は変わっていないようなんですが、改正前の表で第2条(3)、(4)になっている、教育委員会の事務職の職員というところと、教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員、これが改正後は(5)で1つにまとめられて、人数が改正前は9人だったのが8人になっているようなんですが、これで業務の方は大丈夫なのかというのと、会計年度任用職員を充てたりとかして、業務が円滑に回るようにするのかとか、そういったことは対策されているのか伺います。

○ 金城満総務課長

議員の質問にお答えいたします。今、改正前、教育関係の所管する職員が改正前と改正後で人数が違うよという質問なんですが、これにつきましては、改正前は9名、改正後は8名というふうにしております。現状において学校の事務職員につきましては、以前は村の職員として配置をしておりましたが、現状においては、県の事務職員が配置をさ

れておりますので、その分は除くようなかたちで、今、学校の体制も取れております。そういう観点から1人減にして8名としております。あと会計年度任用職員の適切な配置につきましては、教育委員会と調整をして、要望に応じて適切に配置しておりますので、現状においては支障を来たすようなことはございません。

○ 玉城保弘議長

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第13号、渡嘉敷村公営的法人等への職員の派遣等に関する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第13号

渡嘉敷村公営的法人等への職員の派遣等に関する条例について

渡嘉敷村公営的法人等への職員の派遣等に関する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

公営的法人等への一般職への地方公務員の派遣等に関する法律に基づき公益的法人等へ職員の派遣及び派遣職員の取り扱い等に関して、必要な事項を定める必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。お手元に条例案をお配りしております。

ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第14号、渡嘉敷村立保育所の設置及び管理に関する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第14号

渡嘉敷村立保育所の設置及び管理に関する条例について

渡嘉敷村立保育所の設置及び管理に関する条例の全部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

提案理由

子ども子育て支援法の施行による関係条例等の改廃に伴い、渡嘉敷村立保育所の設置及び管理に関する条例の全部を見直し改める必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」)の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第15号、渡嘉敷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第15号

渡嘉敷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例について

渡嘉敷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

子ども子育て支援法の施行による関係条例等の改廃に伴い、渡嘉敷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を見直し改める必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します。

日程第6、議案第16号、令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第9号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第16号

令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第9号)について

令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第9号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和2年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第9号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6千291万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3千225万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議を願いたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第16号についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第17号、令和2年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第17号

令和2年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第5号)について。

令和2年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第5号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和2年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算(第5号)は次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4千48万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2千467万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第18号、令和2年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第18号

令和2年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

令和2年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和2年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ217万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1千909万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第19号、令和2年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第19号

令和2年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

令和2年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和2年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ587万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第20号、令和2年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第20号

令和2年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

令和2年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和2年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7千616万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します

日程第11、議案第21号、令和2年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第21号

令和2年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

令和2年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和2年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ76万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千647万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します

日程第12、議案第22号、令和3年度渡嘉敷村一般会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第22号

令和3年度渡嘉敷村一般会計当初予算について

令和3年度渡嘉敷村一般会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村一般会計の当初予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億5千352万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は6億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(会計年度任用職員に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第23号、令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第23号

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算について

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村航路事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億8千17万9千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(会計年度任用職員に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第23号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します。

日程第14、議案第24号、令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第24号

令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算について

令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億603万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3千万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(会計年度任用職員に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第25号、令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第25号

令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算について

令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ502万1千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は400万円と定める。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第26号、令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計当初予算についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第26号

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計当初予算について

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6千637万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、
限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1千
万円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額
を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(会計年度任用職員に係る共済費を除く)
に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流
用。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第27号、令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計当初予算についてを議
題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第27号

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計当初予算について

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計当初予算を定めることについて、地方自治法第
96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決
を必要とする。

令和3年度渡嘉敷村下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3千641万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1千万円と定める。

令和3年3月9日提出 渡嘉敷村長 座間味秀勝

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第28号、渡嘉敷村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。座間味村長。

○ 座間味秀勝村長

議案第28号

渡嘉敷村過疎地域自立促進計画の変更について

渡嘉敷村過疎地域自立促進計画について、別紙のとおり変更したいので過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

提案理由

過疎地域自立促進市町村計画を変更することについては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

計画内容についてはお手元の資料のとおりでございます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

これより議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、協議第1号、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣についてはお手元にお配りしたとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより議員派遣についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、令和3年渡嘉敷村議会定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会会議に付された事件は全て終了しました。従って、会議規則第7条の規定のよって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会とすることに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第3回渡嘉敷村議会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後0時15分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号4番）

署名議員（議席番号5番）